

第 2 期

深谷市子ども・子育て支援事業計画



子どもの笑顔と元気があふれるまち ふかや



令和2年3月

深谷市

はじめに

近年、急速な少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などの課題が深刻さを増し、社会・経済へも大きな影響を与えています。このような社会情勢のなか、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもと子育てを取り巻く環境も大きく変化し、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。



本市では、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境の整備を図るため、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年3月に「深谷市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供及び地域の子育て支援に関わる取組みを推進してきました。

一方、国は待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」や令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、更なる総合的な少子化対策を推進しています。

このような状況のなか、本市では、第1期計画が令和元年度末で終期を迎えることから、第1期計画での取組みの成果・課題等を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした「第2期深谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画では、第1期計画の「子どもの笑顔と元気があふれるまち ぶかや」という基本理念を継承し、引き続き子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、きめ細かく、切れ目のない支援による子育て環境の充実に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、活発な審議をいただいた「深谷市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、市民意向調査や関係団体意識調査にご協力いただきました皆様に心よりお礼申し上げます。

令和2年3月

深谷市長 小島 進

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1-1 計画策定の背景 | 2 |
| 1-2 子ども・子育て支援施策の動向について | 3 |
| 1-3 計画の目的・性格 | 4 |
| 1-4 計画の策定体制 | 5 |
| 第2章 深谷市の子育て家庭の現状 | 7 |
| 2-1 各種統計資料から見る現状 | 8 |
| 2-2 各種調査から見る現状 | 14 |
| 第3章 計画の基本理念及び基本方針と施策の体系 | 33 |
| 3-1 基本理念 | 34 |
| 3-2 基本方針 | 35 |
| 3-3 計画の体系 | 36 |
| 第4章 子ども・子育て支援施策の展開 | 39 |
| 施策目標1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備 | 40 |
| 施策目標2 質の高い幼児期の教育・保育の提供 | 43 |
| 施策目標3 多様な子ども、子育て家庭への生活支援 | 46 |
| 施策目標4 放課後の居場所づくり | 51 |
| 新・放課後子ども総合プランに係る深谷市での取組み | 52 |
| 第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策 | 55 |
| 5-1 教育・保育の提供区域の設定 | 56 |
| 5-2 教育・保育の量の見込み及び確保の方策 | 57 |
| 5-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策 | 60 |
| 第6章 推進体制 | 69 |
| 6-1 計画の推進に向けて | 70 |
| 資料編 計画策定に係る資料 | 71 |
| 深谷市子ども・子育て会議に係る資料 | 72 |



第1章

計画の策定にあたって



第1章では、本計画の策定に係る基本事項について掲載しています。

1-1 計画策定の背景

わが国では、急速な少子高齢化、核家族化の進行、就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。また、仕事と子育ての両立や待機児童問題など、子育てをめぐる環境は厳しい状況にあり、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

これらの課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、平成24年8月に子ども・子育て関連3法※が成立し、これに基づく新たな子育て支援の仕組みである子ども・子育て支援新制度が創設されました。

この新制度に基づき、平成27年度から平成31年度（令和元年度）の5年間を計画期間とする第1期深谷市子ども・子育て支援事業計画を策定し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を図ってきました。

第1期計画期間中に、国では子ども・子育て支援法が改正されたほか、平成29年6月には、待機児童の解消や女性の就業率の向上（M字カーブの解消）を目的とした子育て安心プランが発表されました。また、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が始まり、引き続き教育・保育の量の拡大、質の向上が求められています。

そこで、本市では第1期計画の内容や国の指針や動向を踏まえて、第2期深谷市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

※子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」

「認定こども園法の一部改正法」

「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」



1-2 子ども・子育て支援施策の動向について

(1) 「子ども・子育て関連3法」成立と「子ども・子育て支援新制度」の実施

国では、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務付けるなど、次世代育成支援の推進を図ってきました。また、平成22年に子ども・子育てビジョンが閣議決定され、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援新制度が実施されることとなりました。

この子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもの健やかな育ちを保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量の拡大、地域における子ども・子育て支援を総合的に推進していくものです。

また、第1期計画を推進していく中で、国は待機児童解消加速化プランに代わって子育て安心プランを策定し、待機児童解消に必要な保育の受け皿の確保とM字カーブの解消を目指してきました。

また、共働き家庭等の小1の壁を打破するという観点から放課後子ども総合プラン、新・放課後子ども総合プランを策定し、学童保育室及び放課後子ども教室の一体的な実施と計画的な整備が求められています。

さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律では、貧困の状況にある子どもの健やかな育成環境の整備を目指すことが謳われているほか、令和元年の児童福祉法改正により児童虐待防止対策の強化が図られるなど、子ども・子育て支援施策をめぐる動向は目まぐるしく変化しています。

本市では、こうした国の動向を踏まえたうえで、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

子ども・子育て支援のさらなる促進へ ～育児と就労の両立・子どもの権利擁護～

子ども・子育て支援の意義=子どもの視点に立った、
子どもが健やかに成長することができる社会の実現

待機児童解消に向けた
保育の受け皿確保

共働き家庭等の
「小1の壁」の打破

貧困対策を総合的に推進
児童虐待の防止

平成25年
待機児童解消
加速化プラン
策定

平成29年
子育て安心
プラン
策定

平成26年
放課後子ども
総合プラン
策定

平成30年
新・放課後
子ども総合
プラン策定

平成25年
子どもの貧困対
策の推進に関す
る法律策定

令和元年
児童福祉法
改正

1-3 計画の目的・性格

(1) 計画の目的・位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項※に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる適切な環境が確保されるよう、子どもとその保護者に必要な子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に行うことを目的として策定するものです。

なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画（次世代育成支援対策に関する計画）として位置づけます。また、新・放課後子ども総合プランで掲げる取り組みの組むべき内容を盛り込みます。

※子ども・子育て支援法第61条第1項

「市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」

(2) 他計画との関連・整合

本計画は、「第2次深谷市総合計画」を上位計画とした子ども・子育て支援施策に関する行政分野計画として策定します。また、策定にあたっては、子ども・子育て支援施策に関連する「第3次深谷市地域福祉計画」の方向性を反映するものとします。

(3) 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

| | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | |
|--------------------|---|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| 総合計画 | 第2次基本構想(令和9年度まで) 前期基本計画(令和4年度まで)、後期基本計画(令和9年度まで) | | | | | | | | | | |
| 地域福祉計画 地域福祉活動計画 | 第2次 | 第3次計画(令和7年度まで) | | | | | | | | | |
| 子ども・子育て 支援事業計画 | 第1期 | 第2期計画(令和6年度まで) | | | | | | | | | |



1-4 計画の策定体制

(1) 深谷市子ども・子育て会議

本計画は、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、深谷市内の保護者、子ども・子育て支援関連の事業者、学識経験者等により構成される「深谷市子ども・子育て会議」における、各種審議を踏まえて策定しました。なお、「第5章（3）教育・保育の量の見込み及び確保の方策」のうち、教育の量の見込みについては、合意形成に至りませんでした。（審議経過等については73頁参照）

(2) 市民意向調査

本計画を策定するため、生活の状況や子育てに関する保護者の意識などを把握するとともに、幼稚園・保育園等の施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況と、今後の利用意向などから必要な事業量を算出することを目的として、平成31年3月に市民意向調査を実施しました。

(3) 関係団体意識調査

市民意向調査では把握しきれない現状やニーズを把握するため、市内の保育園や学童保育室等の関係団体を対象に、文書による意識調査を実施しました。

(4) パブリックコメント

計画素案に対して、幅広く市民から意見をいただくために、令和2年1月17日から令和2年2月6日までパブリックコメントを実施しました。

第1章
計画の策定にあたって



第2章

深谷市の子育て家庭の現状



第2章では、深谷市の人口や世帯状況、子ども・子育てに関する統計を掲載しています。

また、市民の皆様にご協力いただいた「市民意向調査」の結果概要についても掲載しています。

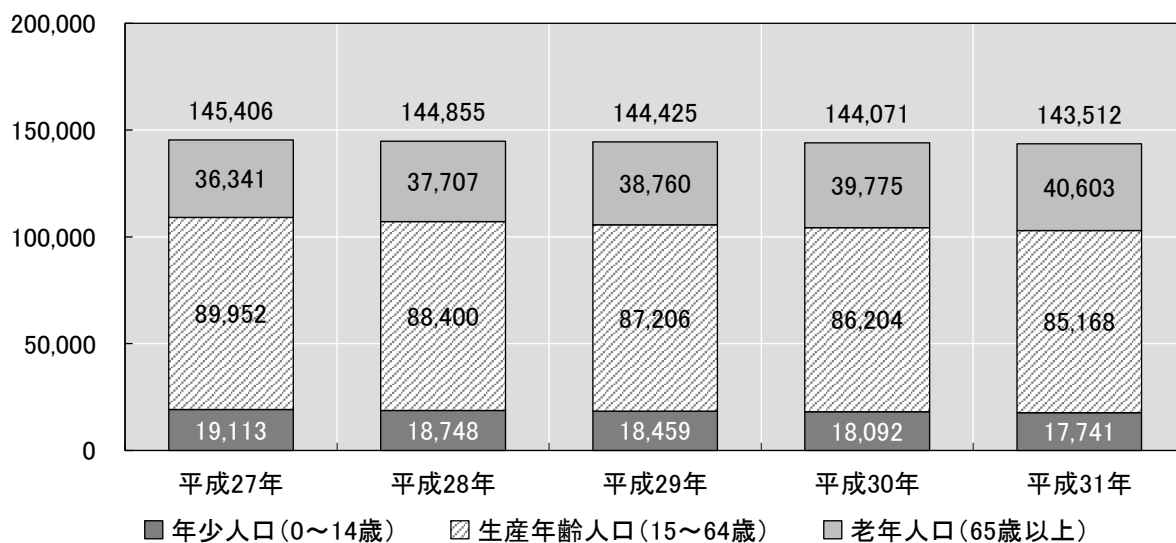
2-1 各種統計資料から見る現状

(1) 人口の推移

① 総人口の推移・推計

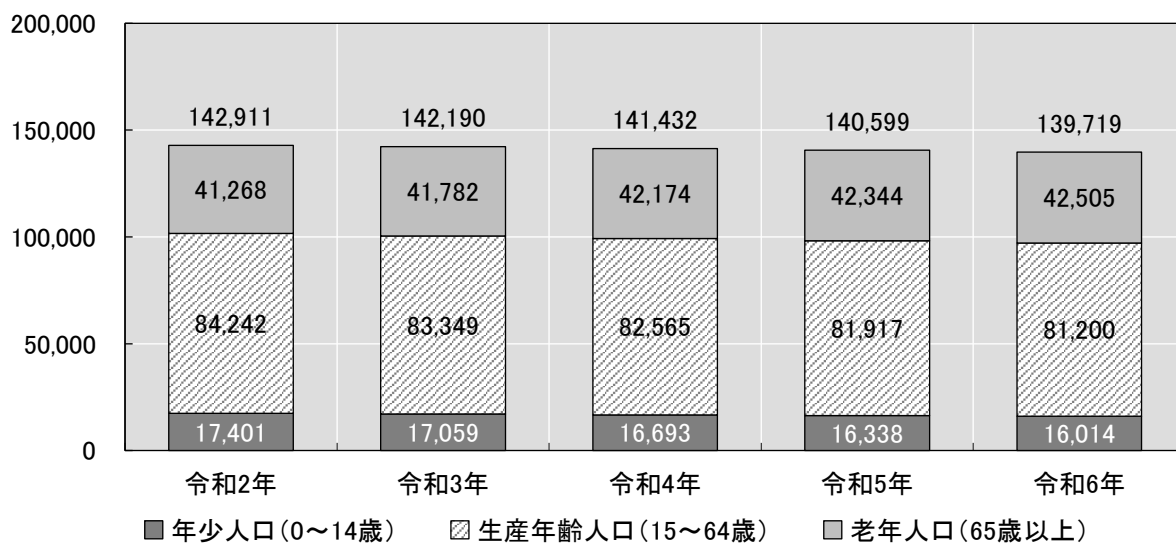
平成27年から平成31年にかけて、総人口は減少傾向で推移しており、令和2年から令和6年にかけても、同様に減少傾向が続くと見込まれます。

■ 総人口の推移（人）



出典：住民基本台帳(各年4月1日)

■ 総人口の推計（人）



※ コーホート変化率法による推計

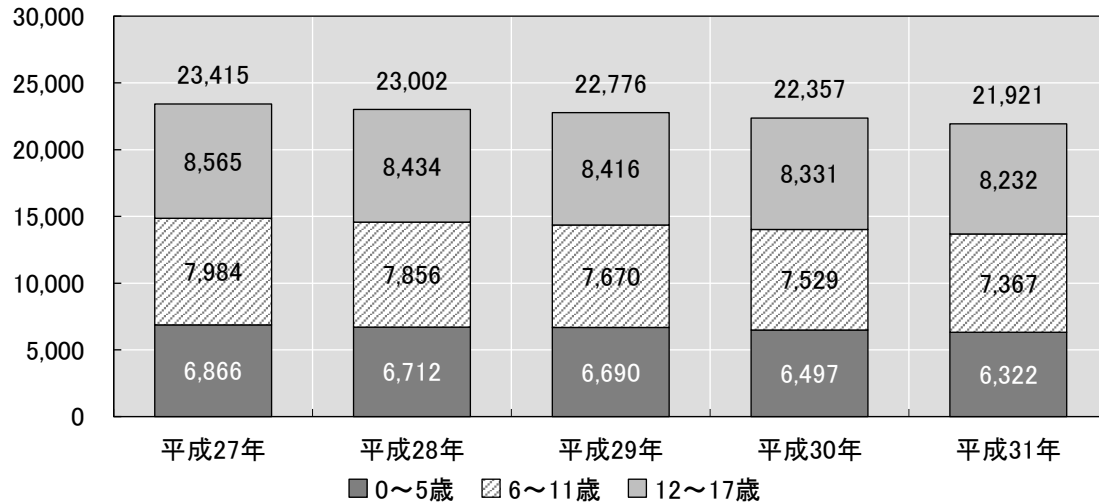


② 子ども人口の推移・推計

平成27年から平成31年にかけて、子ども人口は減少傾向となっており、平成27年の23,415人から平成31年の21,921人へと、1,494人の減少となっています。

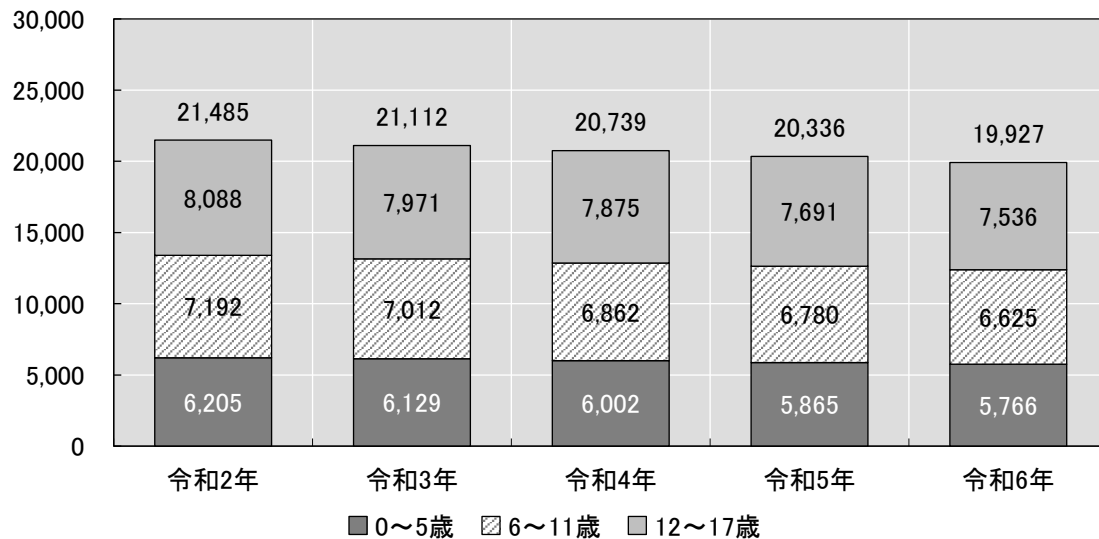
令和2年から令和6年にかけても、同様に減少傾向が続くと見込まれます。

■ 子ども人口の推移（人）



出典：住民基本台帳（各年4月1日）

■ 子ども人口の推計（人）



※ コーホート変化率法による推計

(2) 出生の状況

平成27年から平成30年にかけて、出生数は減少傾向にあり、平成30年には1,000人を下回りました。

また、合計特殊出生率（15～49歳の1人の女性が生涯に産むと見込まれる子どもの数）の国・埼玉県との比較では、本市の合計特殊出生率は国・埼玉県の数値を下回っています。

■ 出生数の推移（人）

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 出生数 | 1,054 | 1,047 | 1,040 | 969 |

出典：市民課

■ 合計特殊出生率の推移

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 国 | 1.45 | 1.44 | 1.43 | 1.42 |
| 埼玉県 | 1.39 | 1.37 | 1.36 | 1.34 |
| 深谷市 | 1.39 | 1.32 | 1.34 | 1.28 |

出典：埼玉県人口動態総覧



(3) 世帯等の状況

① 世帯数の推移

平成27年から平成31年にかけて、世帯数については、57,143世帯から59,633世帯へと約2,500世帯増加しています。一方で、1世帯あたりの平均人数については、同期間で2.54人から2.41人へと減少傾向となっており、背景に核家族化の進行などが考えられます。

■ 世帯数・一世帯あたりの平均人数の推移（世帯・人）

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 世帯数 | 57,143 | 57,785 | 58,299 | 59,001 | 59,633 |
| 1世帯あたりの平均人数 | 2.54 | 2.51 | 2.48 | 2.44 | 2.41 |

出典：市民課（各年4月1日）

② 婚姻・離婚件数の推移

平成27年から平成30年にかけて、婚姻件数は622件から673件の間で推移しています。離婚件数については、同期間で216件から270件の間で推移しています。

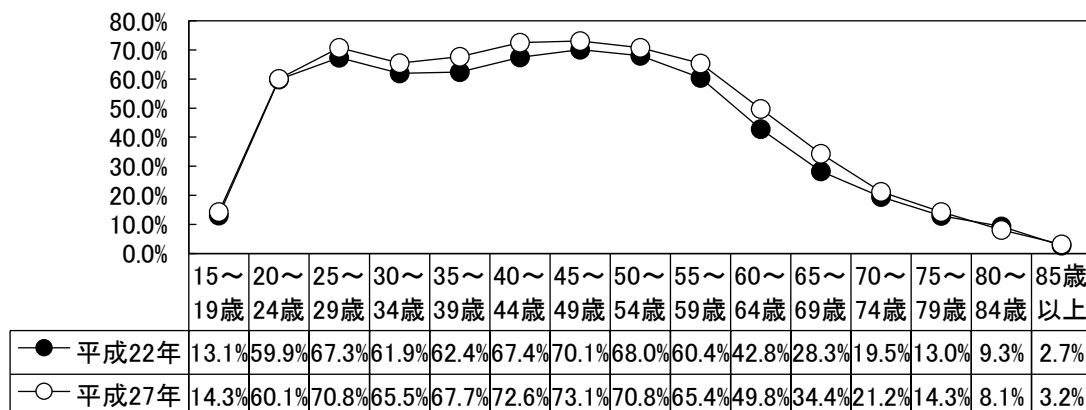
■ 婚姻・離婚件数の推移（件）

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 婚姻数 | 673 | 622 | 637 | 628 |
| 離婚数 | 216 | 257 | 270 | 222 |

出典：市民課

③ 女性の就業の状況

女性の就業率は、全国的な傾向と同様に、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いています。



出典：国勢調査より算出

(4) 保育園・幼稚園の状況

① 保育園・幼稚園児数の推移

平成27年から平成31年にかけて、保育園児数は3,164人から3,237人へと73人増加しています。一方で幼稚園児数は、同期間に766人から666人へと100人減少しています。

■ 保育園・幼稚園児数の推移（人）

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育園児数 | 3,164 | 3,166 | 3,138 | 3,117 | 3,237 |
| 幼稚園児数 | 766 | 746 | 761 | 731 | 666 |

出典：保育園児数：保育課（各年4月1日）、幼稚園児数：保育課・学校教育課（各年5月1日）

② 待機児童数の推移

保育園の待機児童数は、平成30年時点で42人となっていますが、平成31年には0人となっています。幼稚園には待機児童はいません。

■ 保育園児数の推移（人）

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 定員数 | 3,181 | 3,246 | 3,258 | 3,315 | 3,532 |
| 入園希望者数 | 3,251 | 3,289 | 3,315 | 3,340 | 3,406 |
| 待機児童数 | 1 | 0 | 2 | 42 | 0 |

※ 入園希望者数から待機児童数を差し引いた数は、入園決定しても地域や兄弟・姉妹の都合等により入園を見送る場合があるため、かならずしも①の表の保育園児数と一致しません。

出典：保育課（各年4月1日）

■ 幼稚園児数の推移（人）

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 定員数 | 1,980 | 1,840 | 1,490 | 1,430 | 1,310 |
| 入園希望者数 | 766 | 746 | 761 | 731 | 666 |
| 待機児童数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

出典：保育課、学校教育課（各年5月1日）



(5) 小学校、学童保育室、中学校の状況

① 小学校児童数・学童保育室利用児童数の推移

平成27年から平成31年にかけて、小学校児童数は、7,898人から7,296人へと602人減少しています。一方で学童保育室利用児童数については、同期間に2,022人から2,636人へと614人増加しており、学童保育室利用率も上昇し、平成31年には小学校児童の36.1%が学童保育室を利用しています。

■ 小学校児童数・学童保育室利用児童数の推移（人）

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校児童数 | 7,898 | 7,767 | 7,613 | 7,459 | 7,296 |
| 学童保育室利用児童数 | 2,022 | 2,225 | 2,346 | 2,505 | 2,636 |
| (学童保育室利用率) | 25.6% | 28.6% | 30.8% | 33.6% | 36.1% |

出典：小学校児童数：学校教育課(各年4月1日)、学童保育室利用児童数：保育課(各年8月1日)

② 中学校生徒数の推移

平成27年から平成31年にかけて、中学校生徒数は、4,123人から3,844人へと279人減少しています。

■ 中学校生徒数の推移（人）

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中学校生徒数 | 4,123 | 4,049 | 3,955 | 3,852 | 3,844 |

出典：学校教育課(各年4月1日)

(6) 地域子育て支援センターの利用状況

平成27年度から平成30年度にかけて、地域子育て支援センターの年間利用組数は33,409組から37,455組へと4,046組増加しています。

■ 地域子育て支援センター年間利用者数の推移（延べ組数）（組）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|
| 地域子育て支援センター利用組数 | 33,409 | 37,080 | 37,291 | 37,455 |

出典：保育課

2-2 各種調査から見る現状

(1) 市民意向調査

① 調査目的

本調査は本計画で確保を図るべき教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出及び子どもや保護者をとりまく子育ての課題を抽出し、市民の子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するために実施しました。

② 実施概要

<調査方法>

- ・郵送送付、郵送回収
- ・無記名回答（対象は住民基本台帳より層化無作為抽出）

<調査期間>

- ・平成31年3月1日～3月14日（14日間）

| 調査票 | | 配布数 | 回収数 | 回収率 | |
|-----|---------|---------|---------|-------|-----------|
| 1 | 就学前児童調査 | 3,700 票 | 2,469 票 | 66.7% | (前回)69.4% |
| 2 | 小学生調査 | 1,000 票 | 648 票 | 64.8% | (前回)70.7% |

※割合(%)は、小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

※複数回答の設問の場合、選択肢ごとの回答数の割合を示しています。そのため合計が100.0%を超える場合があります。

※グラフのn数は、サンプル数を表しています。

③ 調査結果の公表

本調査結果は、「深谷市子ども・子育て支援事業計画のためのアンケート調査結果報告書(令和元年)」として、本市のホームページで公開しています。



④ 調査結果の概要

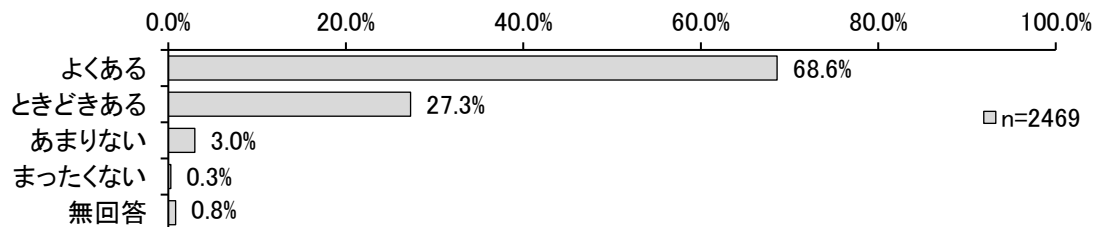
● 日ごろの子育て環境について

子育てや子育て支援などについて、「楽しいと感じることがある」と回答した保護者は就学前・小学生調査ともに過半数を上回っています。一方、「負担と感じることがある」と回答した保護者も多く見受けられます。

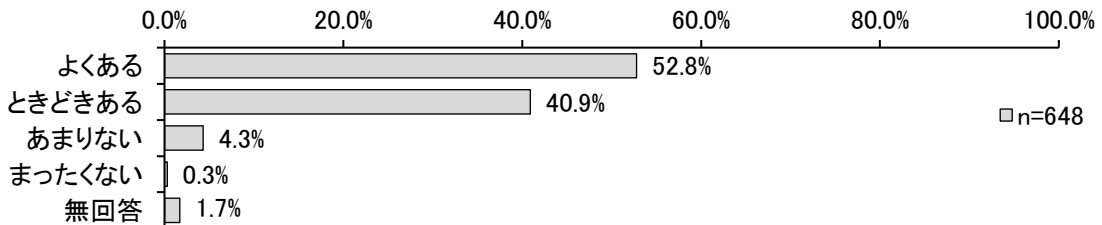
○ 子育てや子育て支援などについて、どのように感じていますか。

A. 楽しいと感じることがある

就学前児童では、「よくある」と「ときどきある」の回答を合わせて、楽しいと感じる保護者が95.9%となっています。

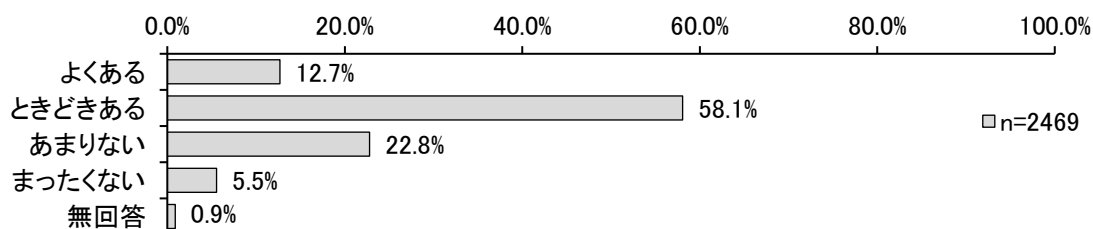


小学生では、「よくある」と「ときどきある」の回答を合わせて、楽しいと感じる保護者が93.7%となっています。

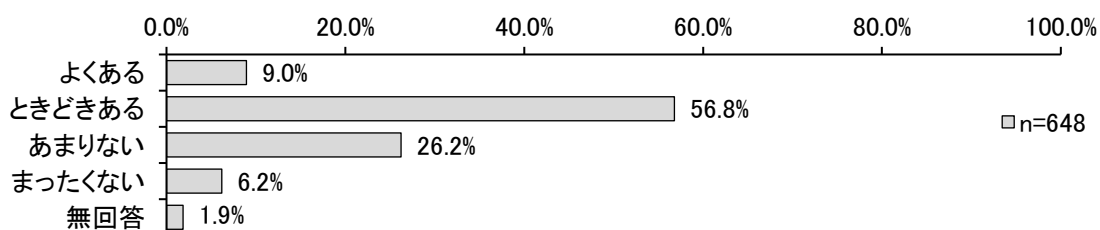


B. 負担と感ることがある

就学前児童では、「よくある」と「ときどきある」の回答を合わせて、負担と感ることがある保護者が70.8%となっています。

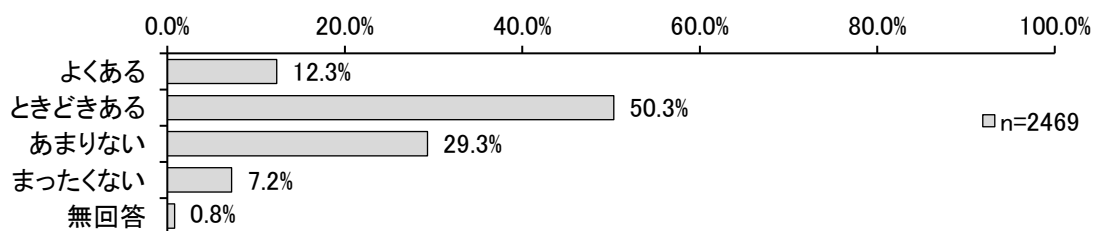


小学生では、「よくある」と「ときどきある」の回答を合わせて、負担と感ることがある保護者が65.8%となっています。

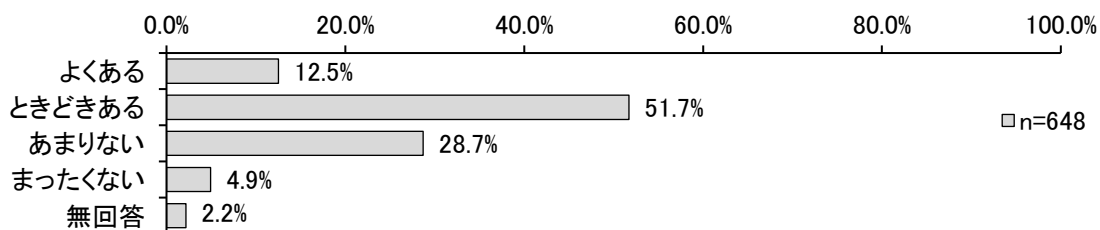


C. 不安を感ることがある

就学前児童では、「よくある」と「ときどきある」の回答を合わせて、不安を感ることがある保護者が62.6%となっています。



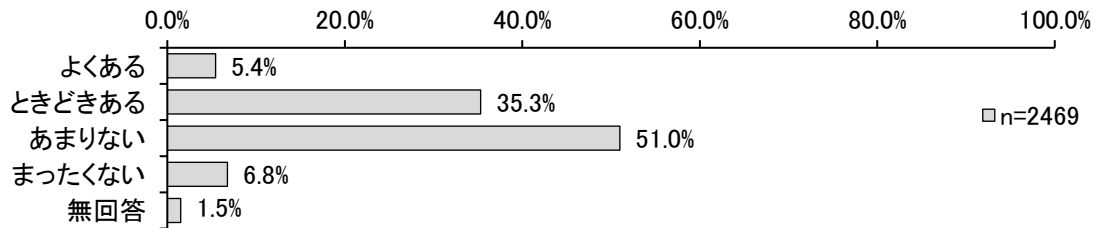
小学生では、「よくある」と「ときどきある」の回答を合わせて、不安を感ることがある保護者が64.2%となっています。



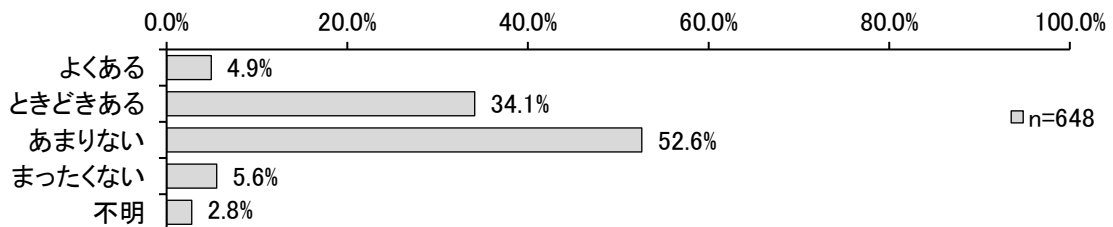


D. 自信を感じることもある

就学前児童では、「あまりない」と「まったくない」の回答を合わせて、自信を感じることがない保護者が57.8%となっています。



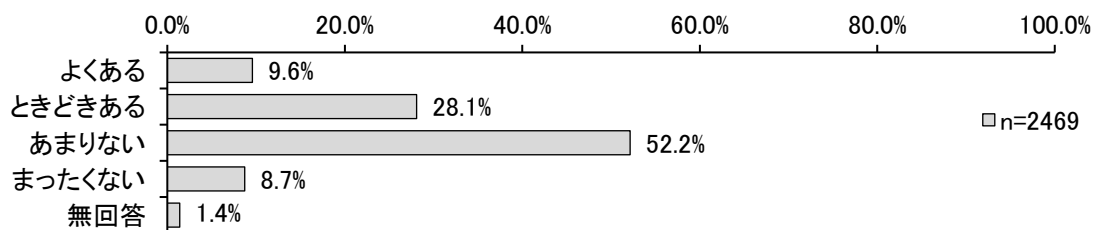
小学生では、「あまりない」と「まったくない」の回答を合わせて、自信を感じることがない保護者が58.2%となっています。



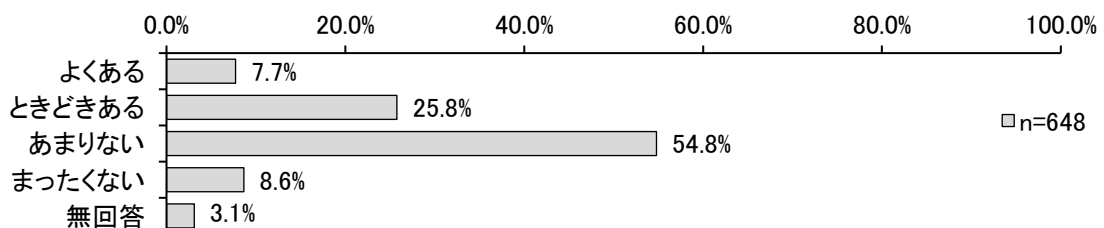
E. 住んでいる地域の子育て支援について不満を感じることもある

(行政・地域・民間のサービスや取組など)

就学前児童では、「あまりない」と「まったくない」の回答を合わせて、不満を感じることがない保護者が60.9%となっています。



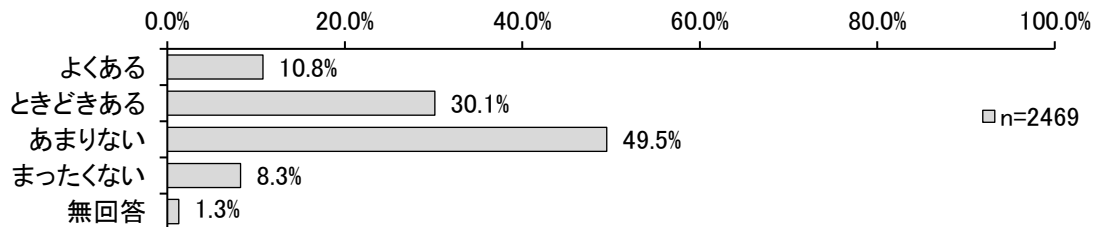
小学生では、「あまりない」と「まったくない」の回答を合わせて、不満を感じることがない保護者が63.4%となっています。



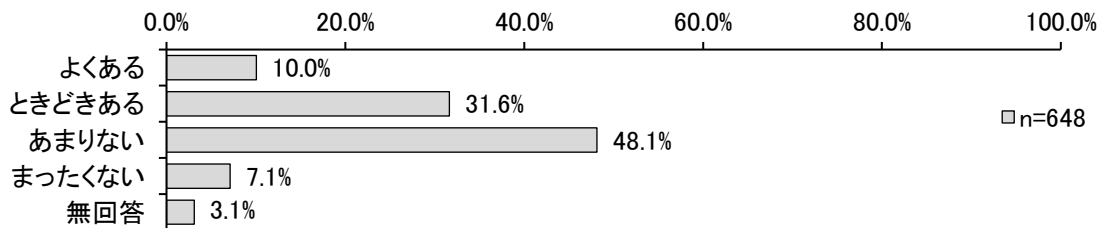
F. 住んでいる地域の子育て環境について不満を感じることがある

(地域のつながり・治安・自然など)

就学前児童では、「あまりない」と「まったくない」の回答を合わせて、不満を感じることがない保護者が57.8%となっています。



小学生では、「あまりない」と「まったくない」の回答を合わせて、不満を感じることがない保護者が55.2%となっています。

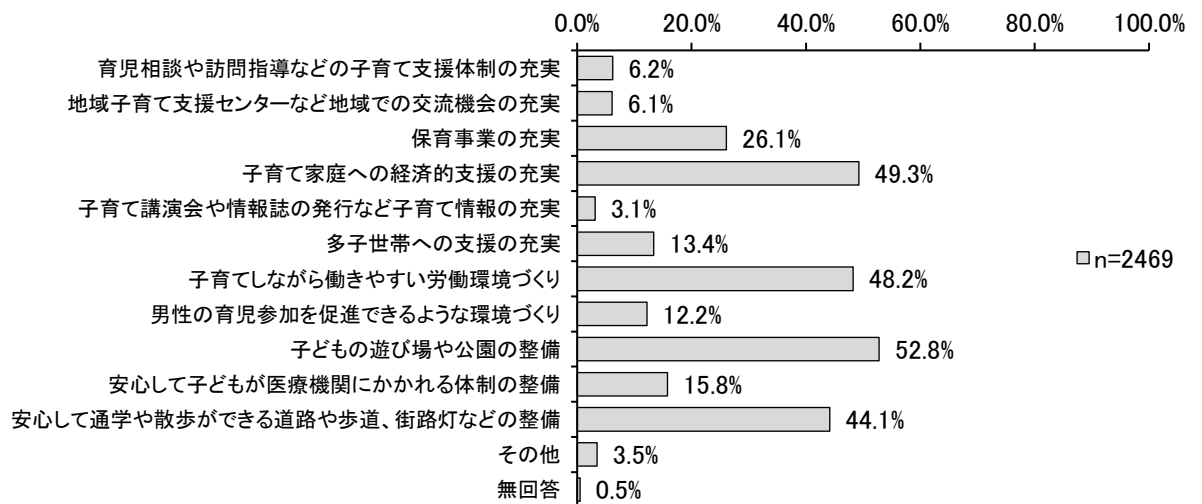




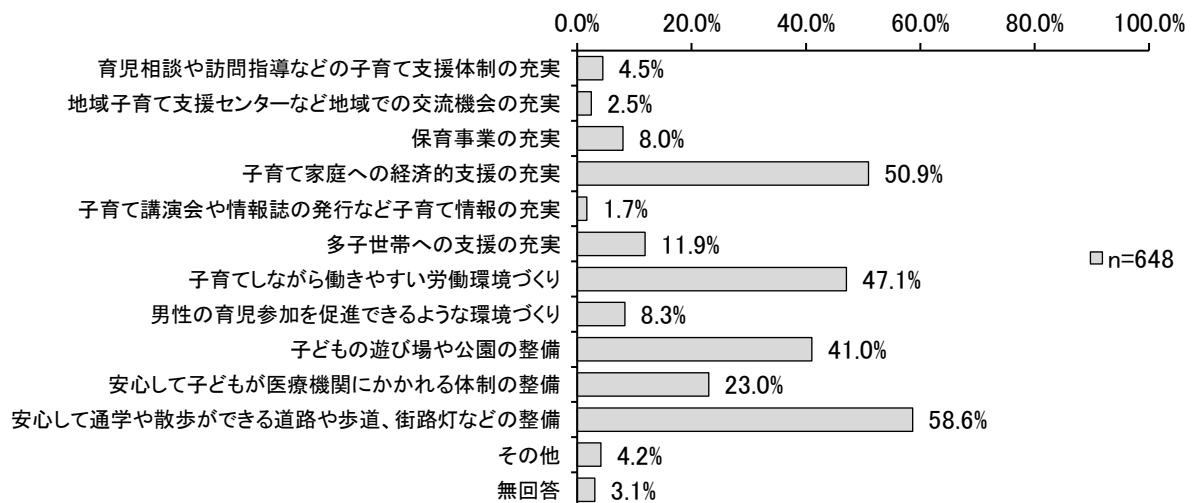
「市に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいと期待していますか。」という設問では、就学前児童、小学生ともに「子育て家庭への経済的支援の充実」「子育てしながら働きやすい労働環境づくり」「子どもの遊び場や公園の整備」「安心して通学や散歩ができる道路や歩道、街路灯などの整備」が共通で上位を占めています。次いで、就学前では「保育事業の充実」、小学生では「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」と回答する人が多く、調査種別でのニーズの違いがわかります。

○ 市に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいと期待していますか。

就学前児童では、「子どもの遊び場や公園の整備」が最も多く52.8%、次いで「子育て家庭への経済的支援の充実」が49.3%、「子育てしながら働きやすい労働環境づくり」が48.2%となっています。



小学生では、「安心して通学（通園）や散歩ができる道路や歩道、街路灯などの整備」が最も多く58.6%、次いで「子育て家庭への経済的支援の充実」が50.9%、「子育てしながら働きやすい労働環境づくり」が47.1%となっています。



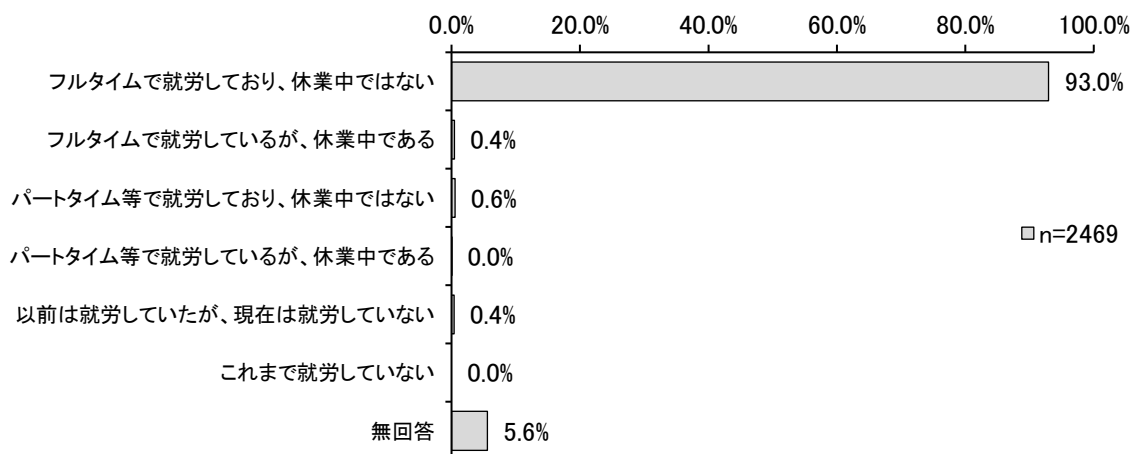
● 保護者の就労状況について

就学前児童に比べ小学生の母親のパートタイム等での就労割合が高くなっています。

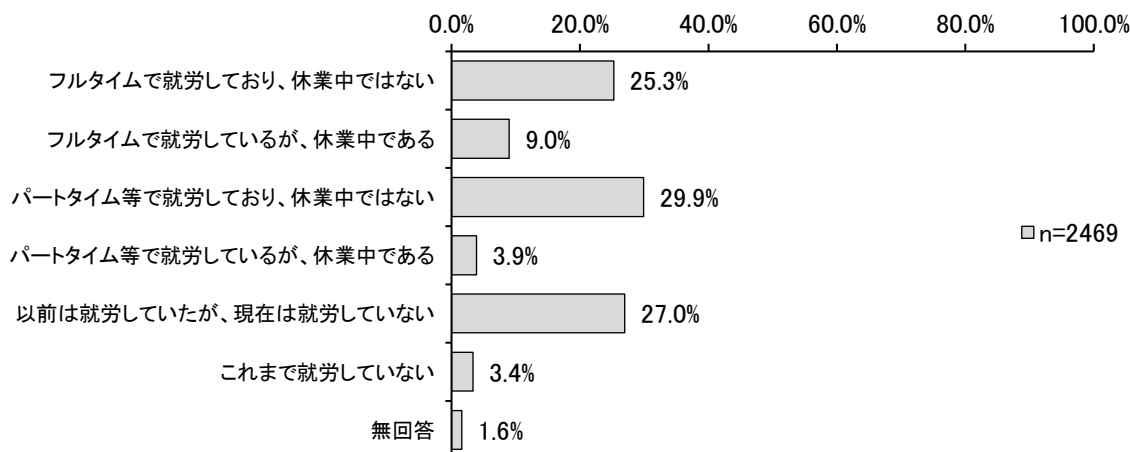
「以前は就労していたが、現在は就労していない」の回答では、就学前児童の母親27.0%と比べて小学生の母親は12.0%と少ないことから、子どもの就学を機に保護者の就労形態が変化していることが読み取れます。

○ お子さんのご両親の就労の有無と産休(育休・介護休業含む)等の状況を伺います。

就学前児童の父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、休業中ではない」が最も多く93.0%、次いで「パートタイム等で就労しており、休業中ではない」が0.6%、「フルタイムで就労しているが、休業中である」「以前は就労していたが、現在は就労していない」が0.4%となっています。

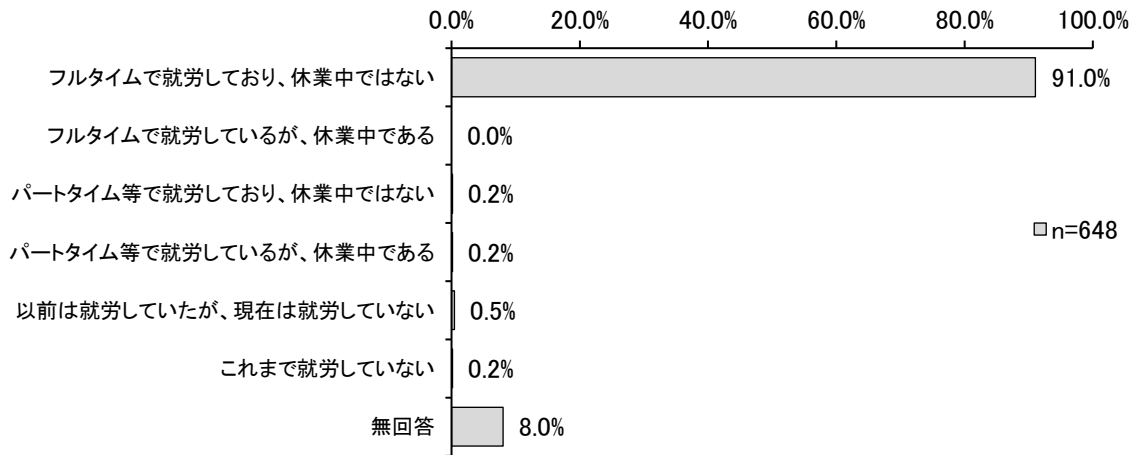


就学前児童の母親の就労状況は、「パートタイム等で就労しており、休業中ではない」が最も多く29.9%、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が27.0%、「フルタイムで就労しており、休業中ではない」が25.3%となっています。

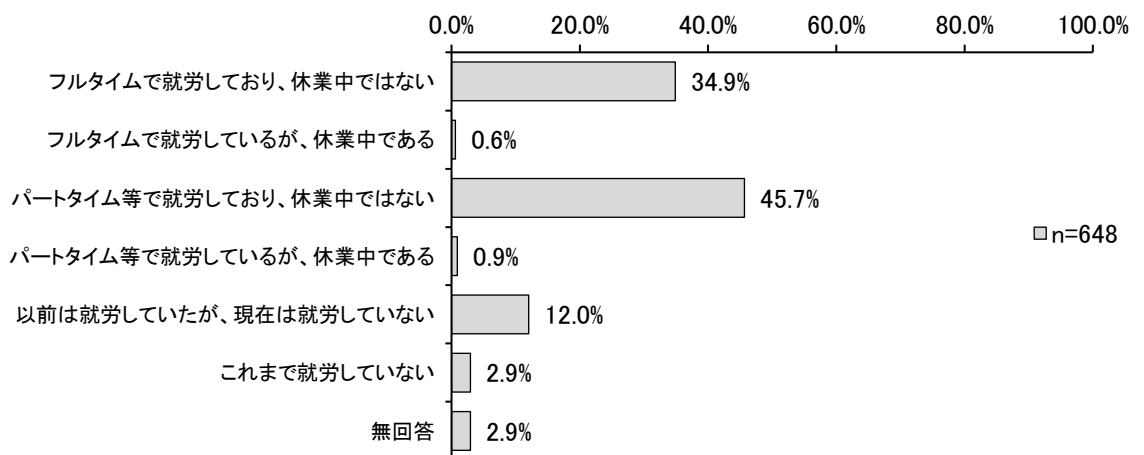




小学生の父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、休業中ではない」が最も多く91.0%、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が0.5%、「パートタイム等で就労しており、休業中ではない」「パートタイム等で就労しているが、休業中である」「これまで就労していない」が0.2%となっています。



小学生の母親の就労状況は、「パートタイム等で就労しており、休業中ではない」が最も多く45.7%、次いで「フルタイムで就労しており、休業中ではない」が34.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が12.0%となっています。

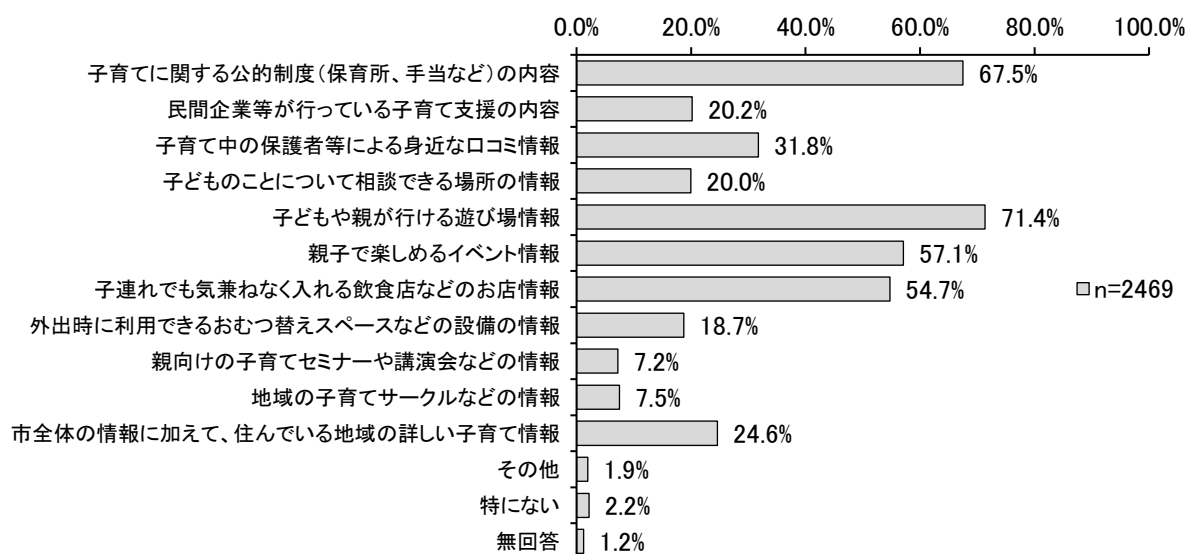


● 子育ての情報ニーズについて

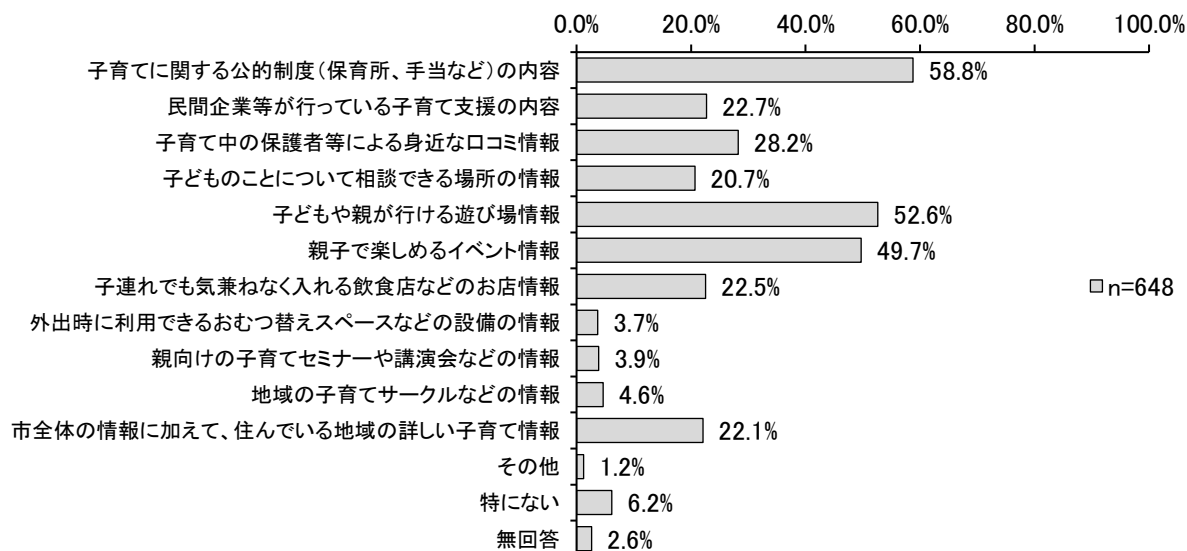
子育て情報として欲しいものとして、就学前児童・小学生ともに「子どもや親が行ける遊び場情報」「子育てに関する公的制度（保育所、手当など）の内容」「親子で楽しめるイベント情報」などのレクリエーションに関するニーズが高くなっています。

○ 子育て情報として欲しいものはどのようなものですか

就学前児童の子育て情報として欲しいものは「子どもや親が行ける遊び場情報」が最も多く71.4%、次いで「子育てに関する公的制度（保育所、手当など）の内容」が67.5%、「親子で楽しめるイベント情報」が57.1%となっています。



小学生の子育て情報として欲しいものは「子育てに関する公的制度（保育所、手当など）の内容」が最も多く58.8%、次いで「子どもや親が行ける遊び場情報」が52.6%、「親子で楽しめるイベント情報」が49.7%となっています。



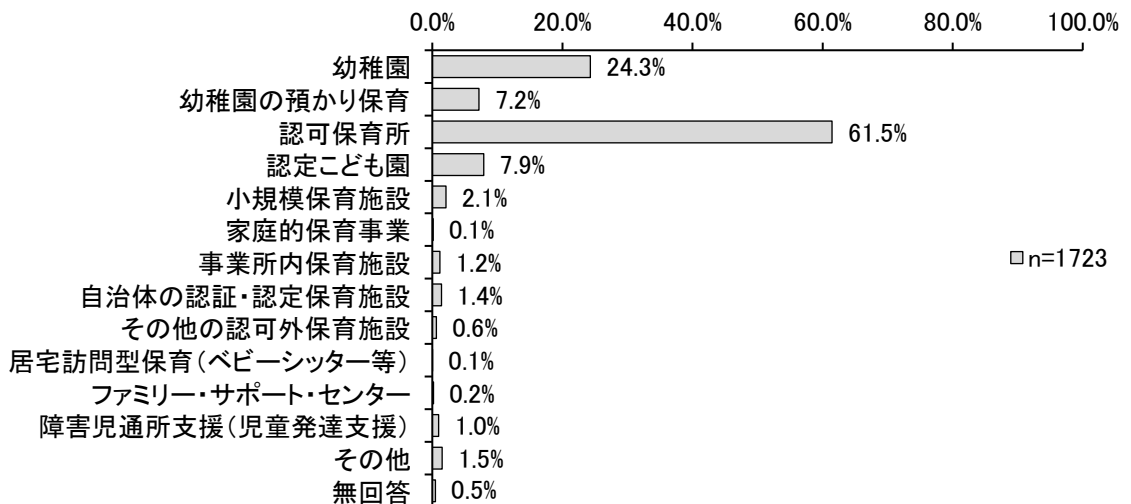


● 定期的な幼稚園や保育事業の利用状況について

教育・保育事業の利用者については、それぞれ「認可保育所」と「幼稚園」の利用者がほぼ全体を占めています。また、利用意向としても「認可保育所」と「幼稚園」が高いニーズを占める一方で、約2割の方が「認定こども園」を利用したいと回答しています。

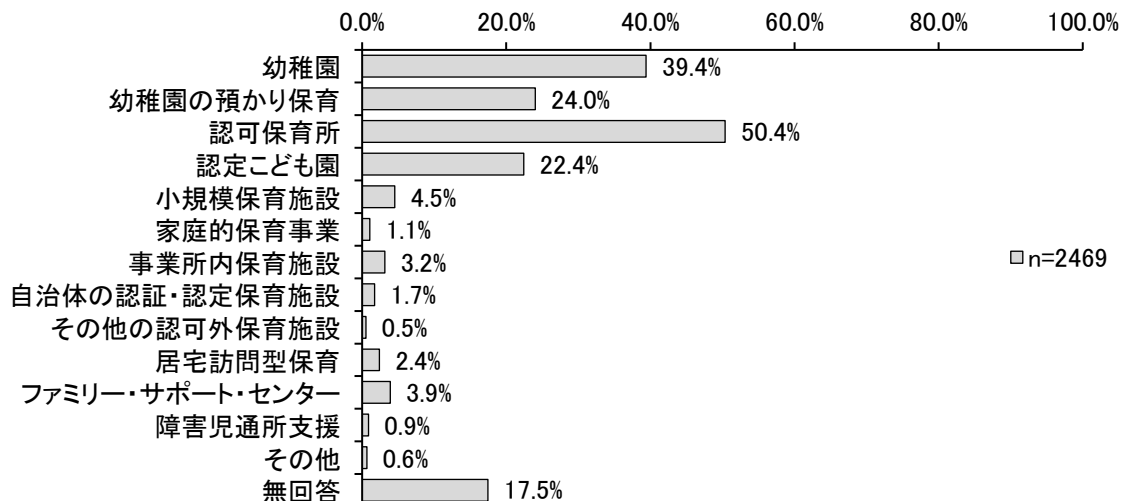
○ どのような事業を利用していますか。年間を通じて「定期的」に利用している事業をお答えください。

「認可保育所」が最も多く61.5%、次いで「幼稚園」が24.3%、「認定こども園」が7.9%となっています。



○ 現在利用している、利用していないにかかわらず、お子さんが小学校入学までの間、平日に定期的にご利用したいと考える幼稚園や保育事業等は何ですか。

「認可保育所」が最も多く50.4%、次いで「幼稚園」が39.4%、「幼稚園の預かり保育」が24.0%となっています。

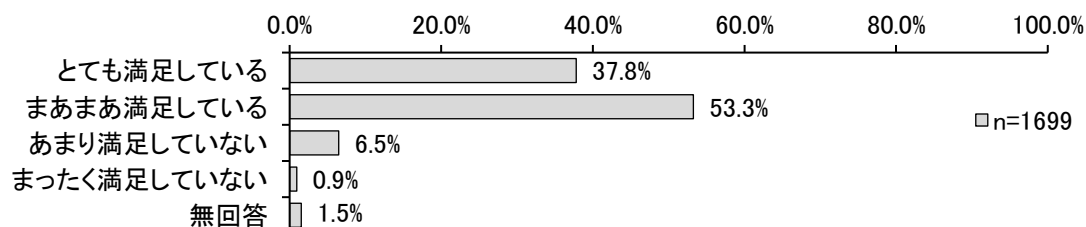


● 幼稚園や保育事業の満足度などについて

幼稚園や保育所に子どもを通わせている保護者の満足度は約9割となっています。（満足の高い理由は順に「自宅から近いから」「保育士・幼稚園教諭等の対応がよいから」「園内に調理室がある（給食がある）から」また、保育園や幼稚園等を選ぶ際には「自宅の近く」「保育士・幼稚園教諭等の対応」「施設・設備が清潔で整っている」ことが重視されており、満足度との関連性がうかがえます。

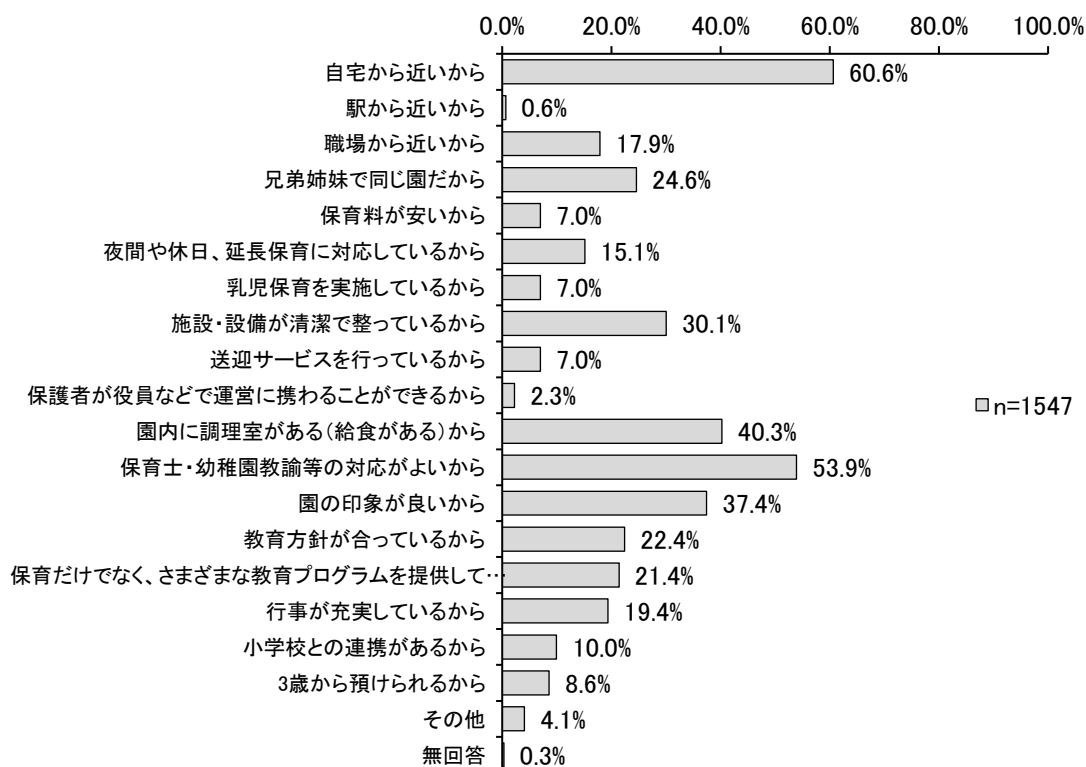
○ 現在利用している幼稚園や保育事業に満足されていますか。

「とても満足している」と「まあまあ満足している」の回答を合わせて、満足していると回答した保護者は91.1%となっています。



○ 現在利用している事業に満足している理由は何ですか。

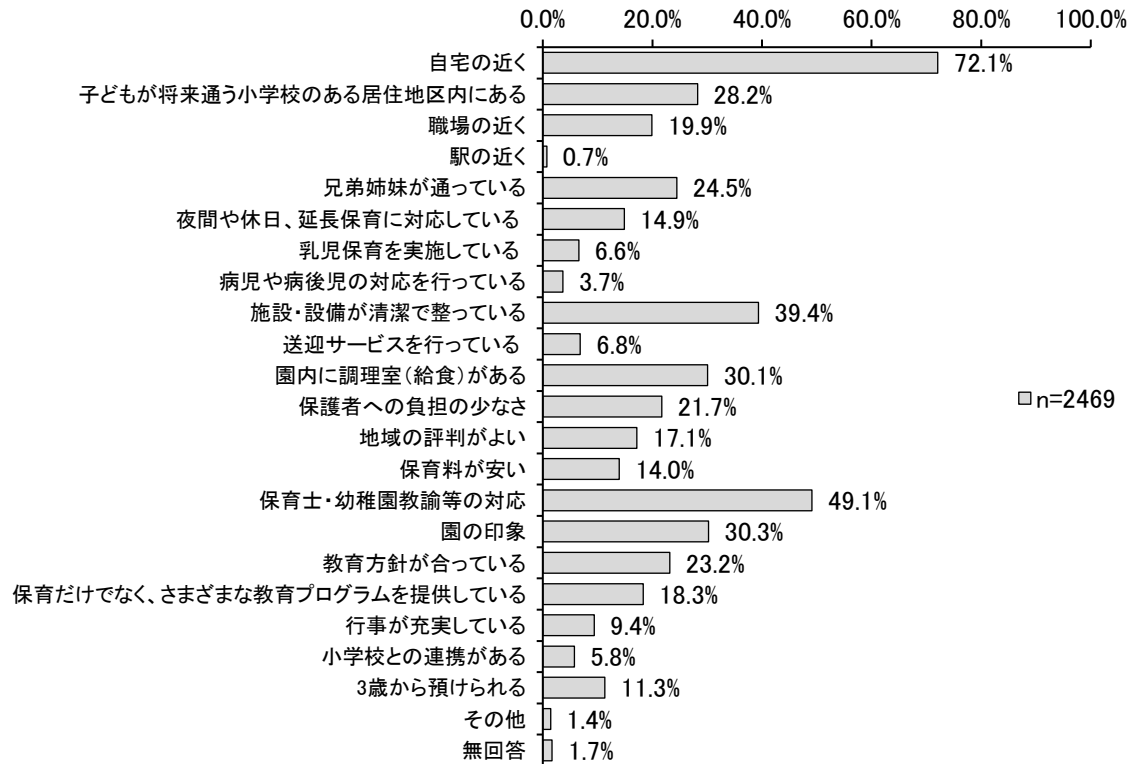
「自宅から近いから」が最も多く60.6%、次いで「保育士・幼稚園教諭等の対応がよいから」が53.9%、「園内に調理室がある（給食がある）から」が40.3%となっています。





○ 幼稚園や保育事業等を選ぶ際に、重視する点は何ですか。

「自宅の近く」が最も多く 72.1%、次いで「保育士・幼稚園教諭等の対応」が 49.1%、「施設・設備が清潔で整っている」が 39.4%となっています。

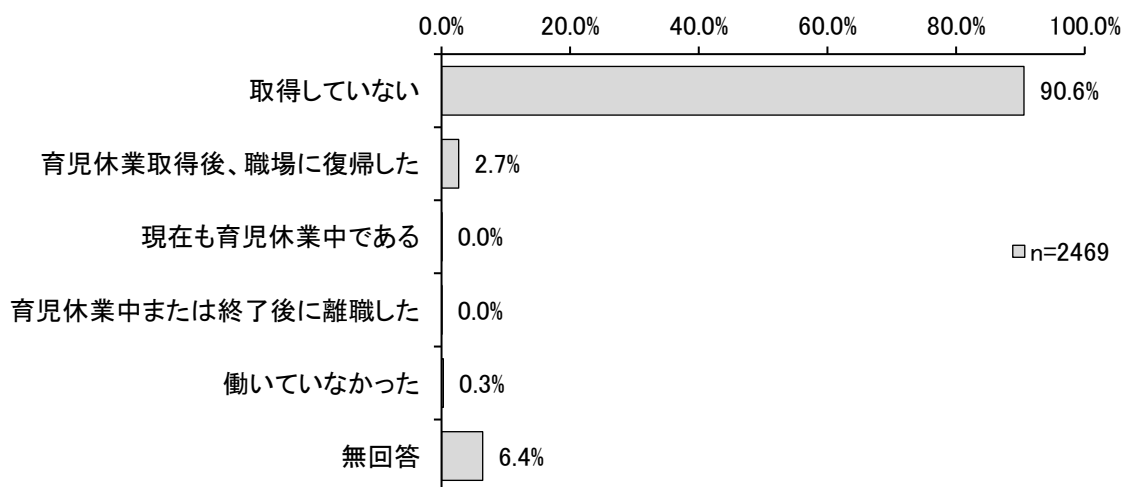


● 仕事と育児の両立支援制度について

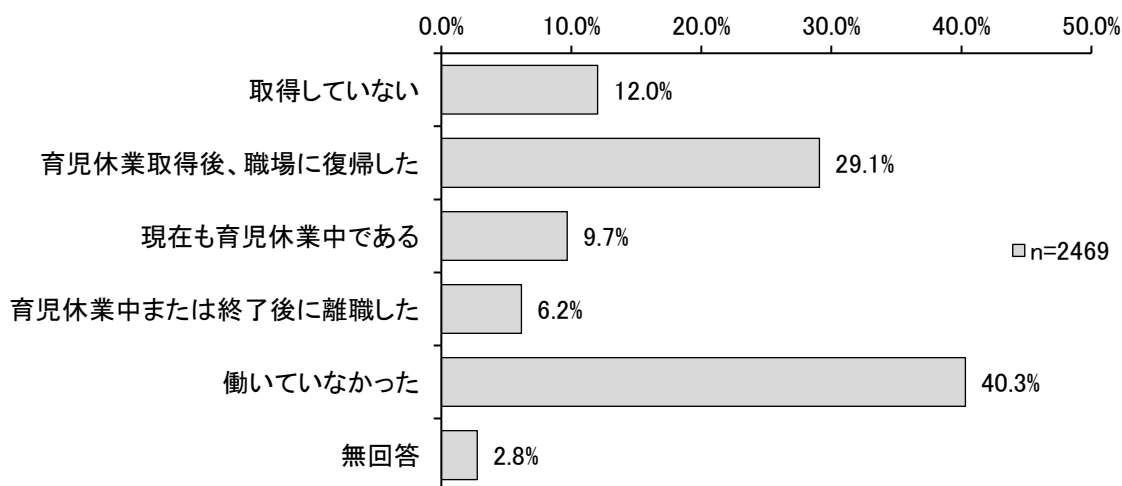
父親の約9割が就労を継続しており、育児休業の取得は母親が多くなっています。
職場に復帰した母親は約3割となっております。

○ お子さんが生まれた時、父母が育児休業を取得しましたか。また、職場に復帰しましたか。

父親では、「取得していない」が最も多く90.6%、次いで「育児休業取得後、職場に復帰した」が2.7%、「働いていなかった」が0.3%となっております。



母親では、「働いていなかった」が最も多く40.3%、次いで「育児休業取得後、職場に復帰した」が29.1%、「取得していない」が12.0%となっております。





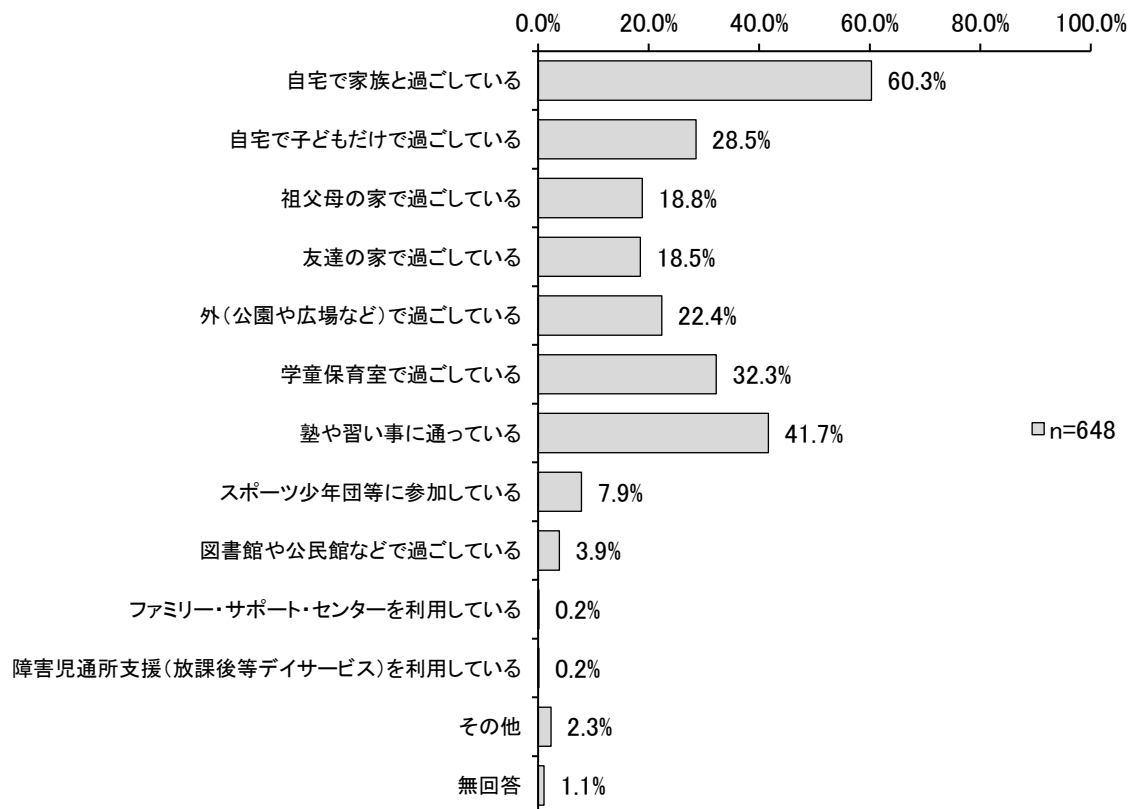
● お子さんの放課後の過ごし方について

自宅や友達の家、外で遊んでいる状況にある子どもが多くを占めていますが、学童保育室を利用している子どもは約3割となっています。

「放課後をどのような場所で過ごさせたいか」という設問に対して「学童保育室」と回答した割合は、小学校低学年において42.3%、小学校高学年において20.5%となっており、低学年においてより高いニーズを示しています。

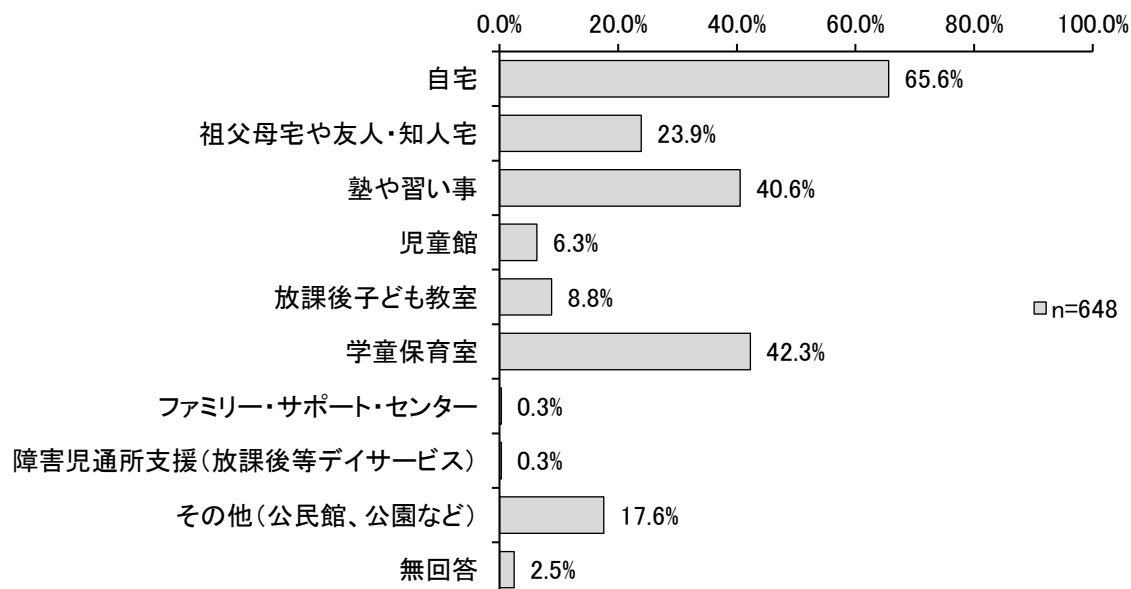
○ あて名のお子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間を、主にどのような場所で過ごしていますか。

「自宅で家族と過ごしている」が最も多く60.3%、次いで「塾や習い事に通っている」が41.7%、「学童保育室で過ごしている」が32.3%となっています。



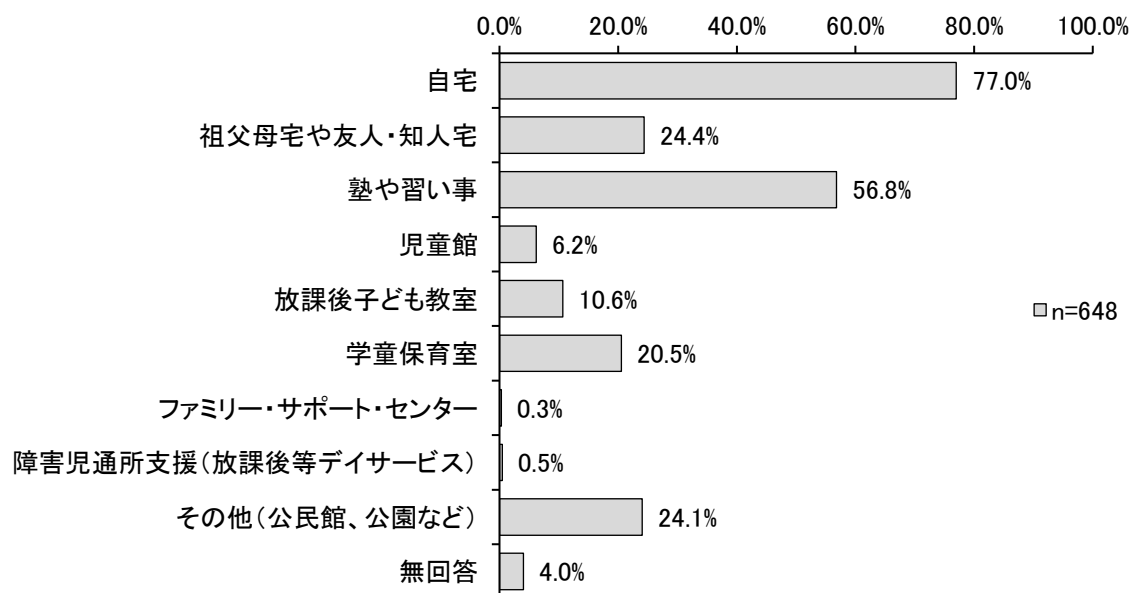
○ 現在のお子さんの学年にかかわらず、お子さんが小学校低学年であるうちは次の項目の中で、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

「自宅」が最も多く 65.6%、次いで「学童保育室」が 42.3%、「塾や習い事」が 40.6%となっています。



○ 現在のお子さんの学年にかかわらず、お子さんが小学校高学年であるうちは次の項目の中で、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

「自宅」が最も多く 77.0%、次いで「塾や習い事」が 56.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 24.4%となっています。



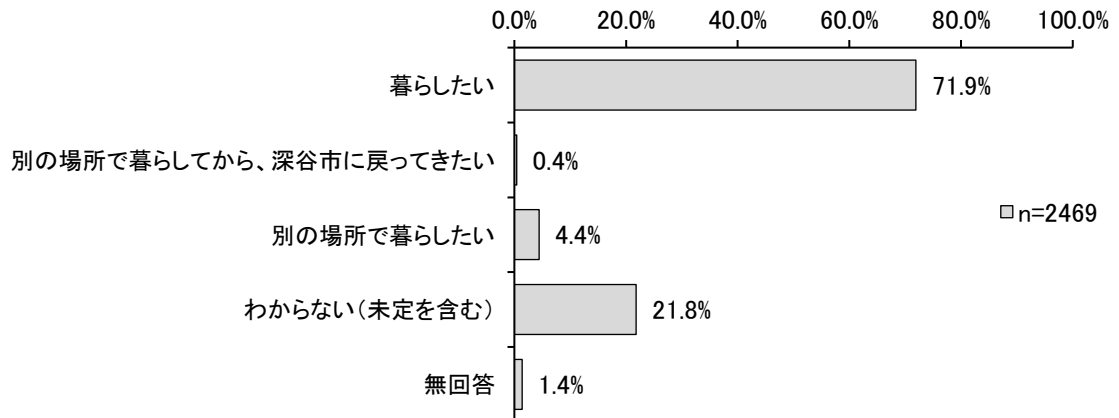


● 子育て支援について

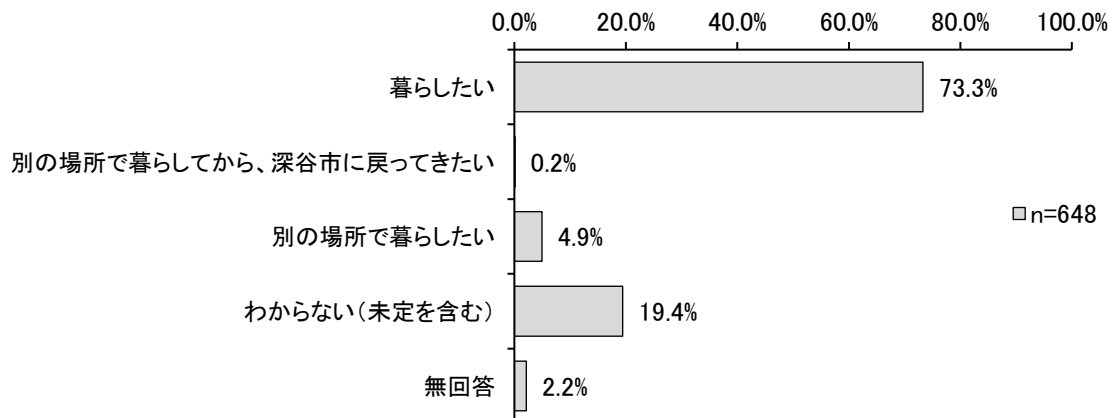
今後の子育てについて、本市での居住を継続して子育てしていきたいと回答した保護者は、就学前児童・小学生ともに7割を上回っています。

○ これからも深谷市で子育てをして暮らしていきたいですか。

就学前児童では、「暮らしたい」が最も多く71.9%、次いで「わからない(未定を含む)」が21.8%、「別の場所で暮らしたい」が4.4%となっています。



小学生では、「暮らしたい」が最も多く73.3%、次いで「わからない(未定を含む)」が19.4%、「別の場所で暮らしたい」が4.9%となっています。



(2) 関係団体意識調査

① 調査目的

本計画の策定に向けて、より深谷市らしい計画を策定するために、市民意向調査では把握しきれないニーズを把握することを目的として、関係団体からの意識調査を実施しました。

② 実施概要

<調査方法>

- ・郵送送付、郵送回収

<調査期間>

- ・令和元年8月2日～8月23日

<調査対象>

- ・深谷市民間保育協議会、深谷市学童保育連絡協議会
ほか市内の保育施設、障害児施設等

③ 調査結果（一部抜粋）

問. 深谷市内で展開されている保育事業や幼児教育事業の良いところはなんですか

| 区分 | 意見の概要 |
|---------------------|--|
| 保育施設 | <ul style="list-style-type: none">・施設によって様々な特色があるところ。・各小学校に学童保育環境が整備されている。・子ども達や保護者のために様々な事業を展開し子育て支援センターが充実しており、育児相談等もしやすく、施設を自由に利用できる広場もあり良いと思う。・小学校等の連携ができていて、小1ギャップの対応がスムーズ。・幼児教育は学校との交流が多くあり、小学生になるための準備ができる。・家庭保育室から小規模保育施設への移行にともない、運営費の補助があり有難く思う。それにより保育活動に活かしやすい。 |
| 障害児学童保育室 障害児通所施設 | <ul style="list-style-type: none">・各事業に幅広く対応している。ホームページの障害福祉の手引きはわかりやすい。・保護者の負担や悩みを市を含む第三者的機関が立ち会うことにより軽減できている。・障害のある子も保育園・幼稚園に入園でき、現場の保育士さんの努力で成長している。保護者も成長している。 |



問. 深谷市内で展開されている保育事業や幼児教育事業で課題と感じる点はなんですか。

| 区分 | 意見の概要 |
|---------------------|---|
| 保育施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童館等、休日・悪天候時に遊べる場が少ない。 ・施設と職員の確保。 ・保育士不足が深刻化しており、保育士の確保が課題。 ・小規模保育事業所は特に年間通じての入所児数が不確実で経営が不安定である。 ・0～2歳児の年度途中での入所が難しい。 |
| 障害児学童保育室 障害児通所施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害児情報を共有できる仕組みが十分でない。 ・障害児向け参加型のイベント開催を増やし、社会との関わりと障害児への理解を深めてほしい。 ・病児保育園が少ない。 ・保護者に対して放課後等デイサービス事業内容をアピールする機会があまり設けられていない。 |

問. 保育・教育の質を高めるため、事業者として取り組んでいることはありますか。

| 区分 | 意見の概要 |
|---------------------|---|
| 保育施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・県や市で実施している研修会や講習会等に参加している。 ・地域の方々を招き、他者との関わりの中で情報の共有を図っている。 ・保育参観、懇談会を開催し、保護者との連携を図り信頼関係を築いている。 ・連携施設との交流により保育士としての質を高めている。 |
| 障害児学童保育室 障害児通所施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に資格取得、研修参加、勉強会などでスキルアップしている。 ・利用者の学校担任と引き渡し時、情報交換、計画相談等とおしてモニタリングを行い、支援情報の共有を図っている。 ・職員ミーティングを密に行う。(理学療法士、言語聴覚士、コーディネーターの助言等に基づき会議する) |

問. 保育・教育の質を高めるため、今後取り組みたいと思うことはなんですか。また、その際に市に協力してほしいと思うことはなんですか。

| 区分 | 意見の概要 |
|------|--|
| 保育施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・学童では職員が子どもたちの勉強をサポートするとともに遊ぶこと(子ども達が体を動かす環境整備)も大切。若い職員を正規雇用できるような仕組みを充実させてほしい。 ・多子世帯減免制度の拡大。(保育園だけでなく学童にも拡大してほしい) ・各施設においても安心して過ごすための修繕費の補助の仕組みの充実。 ・出来るだけ多くの研修に参加したい。研修の情報・設定をお願いしたい。 |

| 区分 | 意見の概要 |
|---------------------|--|
| 保育施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ICT スキルを身につけるためのプログラム。 ・市の主催の研修(市の幼稚園)に参加させてもらいたい。 ・社会の中における保育(教育)への課題に向けた研修会の実施と今後考えられる保育課題や解決に向けての専門家を招いての研修会の実施。 ・子どもの未知なる可能性や資質を引き出すための機会を増やしたい。その際に公共施設の開放や機関との橋渡し役、情報提供をお願いしたい。 ・子育て世帯に伝える研修や参加型の子育てプログラムなど子育て目安普及を0歳児から進めてもらいたい。 |
| 障害児学童保育室 障害児通所施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得、研修参加に前向きに取り組み、スタッフ全員の質を高めたい。 ・新人、中堅、管理者などに分かれた内容の研修を企画してほしい。 ・保育/教育の質を高めるためには保護者と協力し、保護者に説明する力を身につけていきたい。 ・人材確保・育成(後継者)が課題。 |

問. 保育園・幼稚園や学校との連携状況はいかがですか。

(障害児学童保育室・障害児通所施設のみ)

| 区分 | 意見の概要 |
|---------------------|--|
| 障害児学童保育室 障害児通所施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談事業所が入っているご家庭では学校との連携がとれている。 ・入園・入学にあたっては情報提供のため各園・学校と会議している。学校体験等も行っている。教育委員会の担当者に子どもの様子を見てもらっている。 |

問. 市の障害児行政に対してどのように感じていますか。

(障害児学童保育室・障害児通所施設のみ)

| 区分 | 意見の概要 |
|---------------------|---|
| 障害児学童保育室 障害児通所施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス等の受けられるべきサービス情報がサービス対象保護者に行き渡っていない。 ・障害を持った子どもたちが遊びやすい場所を増やしてほしい。 ・公民館の施設利用の団体登録をしやすくしてほしい。 ・障害児については早期発見、早期療育を目指しているので、なるべく早い月齢で無料で通えるようなシステムになってほしい。 ・市の障害児行政については丁寧に対応してもらっている。 |



第3章

計画の基本理念及び基本方針と施策の体系



第3章では、令和2年度からの深谷市の子ども・子育て支援施策の方向性となる「基本理念」「基本方針」「計画の体系」を掲載しています。

3-1 基本理念

(1) 基本理念

本計画においては、子ども・子育て支援を推進するにあたり、深谷市が目指すべき基本理念について、第1期計画を継承し、次のとおり掲げます。

～基本理念～

「子どもの笑顔と元気があふれるまち ふかや」



本市では、子どもの笑顔あふれるまちの実現に向けて、子どもたちが元気で健やかに暮らし、生きる力を育むとともに、すべての家庭が安心して子育てができるよう、子どもの育ちや子育てを、社会全体で支えていくことを目指して、総合的に子ども・子育て支援を推進していきます。

また、児童福祉法に示される、児童が良好な環境において生まれ、心身ともに健やかに育成されるよう努めることや、児童が等しく生活を保障され、愛され保護されなければならないとする考え方を基底に置きながら、「児童の権利に関する条約」に掲げられる、すべての子どもの生命と人権の尊重が実現されなければなりません。

さらに、子ども・子育て支援法第2条の基本理念には「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」と明文化されています。

本市では、安心して子どもを産み育て、次代を担う子ども一人ひとりが将来に希望をもって育つよう、行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を担いながら、連携・協力を図り、社会全体で子ども・子育てを支援する取組みを進めます。



3-2 基本方針

基本理念を踏まえ、計画の基本方針を次のとおり定めます。

1. 次代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つまちを目指します

子ども・子育て支援法に基づく基本指針においては、「子どもの最善の利益」の実現と、一人ひとりの子どもをかけがえのない個性ある存在として認め、健やかな育ちを等しく保障する社会を目指すことが謳われています。

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育を提供します。

2. 保護者一人ひとりが安心して子育てできるまちを目指します

子育ては、本来的に大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みですが、時に困難も伴います。

保護者の子育てに対する様々な負担や不安、孤立感を和らげるとともに、保護者が自信と喜びをもって子育てに取り組むことができるよう支援を行います。

また、すべての子どもの健やかな育ちと、家庭における子育てへの支援向上に向けた取組みを進めます。

3. 地域全体で子育て家庭を支えるまちを目指します

子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域全体で子育てを支えていくために、地域との連携を図り、地域で子育てしやすい環境を整えます。また、働き方が多様化する中で、子どもの安全な居場所を確保し、地域における子ども・子育て支援の充実を図ります。

3-3 計画の体系

(1) 施策目標

基本理念及び基本方針に基づき、次の4つの施策目標を設定し、子ども・子育て支援施策を推進します。

1. 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

- 地域で安心して出産し、子育てに臨めるよう、子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実を図り、また、地域における子育てのネットワークづくりを進めることで、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりを行います。
- 妊娠期から出産、乳幼児期を通じ、母と子どもの健康が確保されるよう、各種健康診査や予防接種、家庭訪問などを実施し、また、様々な機会を捉えて適切な情報提供や指導を行います。

2. 質の高い幼児期の教育・保育の提供

- 小学校就学前の子どもに対して、それぞれの家庭に必要な教育・保育を提供できる体制を整えます。また、引き続き待機児童を発生させないための取組みを進めます。
- 一時保育、休日保育、延長保育、病後児保育など、質・量ともに保育事業の充実を図り、多様な保育ニーズに対応した取組みを進めます。

3. 多様な子ども、子育て家庭への生活支援

- ひとり親家庭への各種支援施策に関する情報提供・相談体制の充実を図り、就業・自立に向けた支援の取組みを進めます。
- 児童虐待の未然防止・早期対応の取組みを進めるとともに、被虐待児童やその家族への支援を行います。
- 子どもの障害等についての早期把握と、それぞれの状況に応じた適切な支援につなげる取組みを進めます。
- 安心して子育てができる環境づくりを進めるため、児童手当の支給や子どもの医療費の助成を行い、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。また、子どもの貧困対策を推進するため、引き続き必要な環境整備を進めます。

4. 放課後の居場所づくり

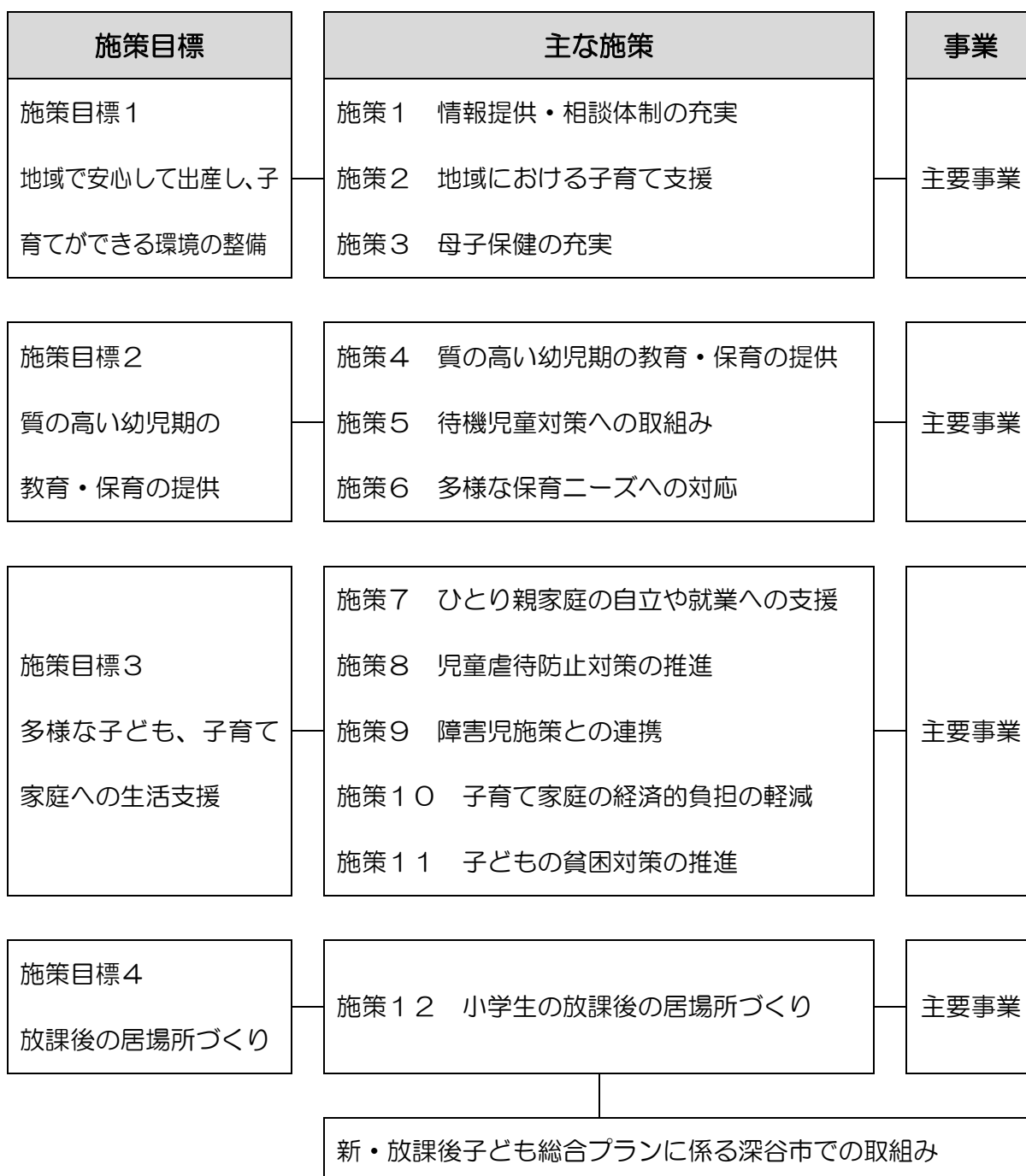
- 次代を担う子どもたちの健全な育成を図るため、小学生の放課後の安全・安心な居場所づくりを推進します。



(2) 施策の体系

| | |
|-------------|--|
| 基本理念 | 子どもの笑顔と元気があふれるまち ふかや |
| 基本方針 | 1. 次代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つまちを目指します 2. 保護者一人ひとりが安心して子育てできるまちを目指します 3. 地域全体で子育て家庭を支えるまちを目指します |

子ども・子育て支援施策の展開



第3章
計画の基本理念及び基本方針と施策の体系



第4章

子ども・子育て支援施策の展開

| | |
|-------------------------------|------|
| 施策目標1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備 | 40 頁 |
| 施策目標2 質の高い幼児期の教育・保育の提供 | 43 頁 |
| 施策目標3 多様な子ども、子育て家庭への生活支援 | 46 頁 |
| 施策目標4 放課後の居場所づくり | 51 頁 |



第4章は、子ども・子育て支援施策を施策目標ごとに分類したもので、「現状と課題」「施策の方向性」「主な事業一覧」を記載しています。

施策目標 1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

施策1 情報提供・相談体制の充実

現状と課題

地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備の一助とするため、出産や子育て支援に関するサービス利用について、「ふっかちゃんの子育てガイドブック」の配布や、インターネットを活用した子育てアプリ「ふかや はぐたま」など、多様な媒体により情報提供しているほか、母子健康包括支援センターの開設により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談支援を展開しています。

課題として、子育て情報の発信に関しては、さらなる周知と幅広い年齢層のニーズに対応できるよう内容の充実を図る必要があります。また、相談体制の充実については、サービス利用に関する相談はもとより、不安や悩みが起因して児童虐待に至ることがないように、地域で相談しやすい体制を構築するとともに、自分からの相談が困難な方に対しては、養育支援訪問等による見守りや相談機会の提供が必要です。

施策の方向性

出産や子育て支援に関する情報提供については、引き続き子育て情報誌「ふっかちゃんの子育てガイドブック」や子育てアプリ「ふかや はぐたま」などを活用して、内容の充実を図ります。相談体制の充実については、母子健康包括支援センターを中心に、妊娠期から切れ目のない支援を提供し、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

主な事業一覧

| | No. | 事業名 | 概要 | 担当課 |
|---|-----|-------------|--|---------|
| ★ | 1 | 母子健康包括支援事業 | 妊娠・出産について経済的支援と安心して出産・育児が行える環境づくりを目指す。 | 保健センター |
| ★ | 2 | 利用者支援事業 | 子育て家庭が幼稚園や保育園、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談支援等行う。 | こども青少年課 |
| | 3 | 児童相談・虐待防止事業 | 子育てアプリ「ふかや はぐたま」や子育て情報誌「ふっかちゃんの子育てガイドブック」の活用をとおして、出産や子育てに関する情報を積極的に発信する。 | こども青少年課 |

※(★)…地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)



施策2 地域における子育て支援

現状と課題

地域における子育て支援においては、支援する側と支援を受ける側との世代間での子育てに対する理解や認識の差を埋め、保護者と子どもの育ちを地域で支えていくことが求められています。地域では、保護者と子どもが気軽に立ち寄れる場所として、地域子育て支援センターを中心に交流事業を展開するほか、それぞれのコミュニティの中で、地域とのつながりが広がるよう、子育てのネットワークづくりを進めていくことが重要です。

施策の方向性

地域子育て支援センターについては、各種健診時に周知を図り、在宅で子育てをしている保護者が、地域で気軽に交流できる拠点となるよう、引き続きサービスの向上を図ります。地域における子育てのネットワークづくりについては、地域子育て支援センターでの交流事業やファミリーサポートセンター事業の利用促進、子ども食堂を実施している団体への支援をとおして、市民との協働により推進します。

主な事業一覧

| | No. | 事業名 | 概要 | 担当課 |
|---|-----|-----------------|---|---------|
| ★ | 1 | ファミリーサポートセンター事業 | 子どもの預かり等の協力会員と依頼会員による組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う。 | こども青少年課 |
| ★ | 2 | 地域子育て支援拠点事業 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。 | 保育課 |
| | 3 | 就園前幼児教育支援事業 | 未就園児の親子を対象に、地域の子育て支援の拠点として公立幼稚園の教育機能や施設を活用し、子育て広場を実施する。 | 学校教育課 |

※(★)…地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)



施策3 母子保健の充実

現状と課題

出産前後の家庭においては、マタニティブルーや産後うつなど母親自身の健康状態や、子どもの発育や発達に対する不安や悩みなどを抱えてしまう場合があります。

本市において、このような不安や悩みを解消するため、母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面談を行い、地域で安心して生活ができるよう妊娠期から支援を行っています。また、妊婦健康診査や産後ケア、新生児訪問、乳幼児健康診査、予防接種などの母子保健事業間の連携に努めています。しかし、一人で悩みを抱え込んでしまう母親もいるため、産科医療機関等と連携し、早期に介入する必要があります。

施策の方向性

母子健康手帳交付時の面談や新生児訪問などの様々な機会を捉え、不安や困りごと、支援ニーズを把握し、それぞれの状況に応じた支援やサービスにつなぐとともに、妊娠期における相談のほか、出産前後の母親への支援の充実及び質の向上を図り、出産や育児に係る母親の負担感の軽減を図っていきます。

また、妊婦健康診査やすべての子どもに対する各種健診、予防接種事業が円滑に行われるよう、医療機関等との連携を強化して必要な情報を提供するとともに、継続的なアプローチが求められる家庭に切れ目のない支援を行っています。乳児家庭全戸訪問事業では、関係機関との連携を密にし、継続的な支援が必要な家庭を把握していきます。

主な事業一覧

| | No. | 事業名 | 概要 | 担当課 |
|---|-----|---------------------------|---|-------------------|
| ★ | 1 | 妊婦健康診査 | 安全な分娩と健康な子どもの出生に努めるため、妊娠中の異常を早期に発見する。 | 保健センター |
| ★ | 2 | 乳児家庭 全戸訪問事業 (新生児訪問) | 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。(概ね生後2か月以内の乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、母子の健康状態の確認や、乳児の発育発達、育児不安の軽減のための保健指導を行う) | こども青少年課 保健センター |
| ★ | 3 | 母子健康包括 支援事業(再掲) | 妊娠・出産について経済的支援と安心して出産・育児が行える環境づくりを目指す。 | 保健センター |
| | 4 | 乳幼児健康 支援事業 | 母子保健に関する各種の健康診査、発育発達相談などを総合的に行い、乳幼児の発育発達異常や疾患の早期発見、早期療育を目指し、乳幼児及び保護者の健康の保持増進を図る。 | 保健センター |

※(★)…地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)



施策目標 2 質の高い幼児期の教育・保育の提供

施策4 質の高い幼児期の教育・保育の提供

現状と課題

子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもの良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的としています。子どもたちが心身ともに満たされ、豊かに生きていくことを支えるために、質の高い教育・保育の提供が必要不可欠です。

保育施設等が良質な育成環境の維持・向上を図るため、幼稚園や保育施設等に対して巡回相談や保育者向けの研修等を実施しています。また、保育施設の増加等により全国的に保育分野における人材不足が続いており、更なる幼稚園教諭・保育士の人材確保が課題となっています。

施策の方向性

幼児期の教育・保育の質を維持・向上するためには、幼稚園教諭・保育士等の人材確保と人材育成が必要です。そのため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保に努めるとともに、そのキャリアアップに向けた研修や処遇改善につながる事業を実施する施設に対して引き続き財政支援を行います。

また、巡回相談等の保育施設等に対するバックアップを継続的に行います。市の教育・保育の課題については、教育・保育や公立・私立の垣根なく相互に共有し、その解決に向けた事業を展開していきます。

主な事業一覧

| No. | 事業名 | 概要 | 担当課 |
|-----|----------------|---|-------|
| 1 | 公立・私立保育施設運営事業 | 施設の安定した運営を図るため、保育園等への施設型給付費の支給、保育士等の処遇改善のための補助や研修を実施し、保育の質の向上を図る。 | 保育課 |
| 2 | 子ども・子育て支援交付金事業 | 保護者の就労時間の多様化などに伴う保育ニーズや、一時的、緊急的な保育ニーズに対応するため、一時保育事業、延長保育事業、病後児保育事業等を実施する。 | 保育課 |
| 3 | 幼稚園教育活動推進事業 | 幼稚園職員として、職務に関する知識を身につけるとともに、指導力の向上を図る。 | 学校教育課 |
| 4 | 幼稚園健康・安全教育推進事業 | 幼稚園における園児の健康管理、安全管理及び疾病の早期発見、教職員の健康の保持・増進を図り、幼稚園教育の円滑な実施を図る。 | 学校教育課 |

施策5 待機児童対策への取組み

現状と課題

国では、生産年齢人口の減少に伴い、女性の社会進出が求められる中、平成29年度に「子育て安心プラン」を策定し、令和2年度末までに待機児童を解消するとしています。

全国的に出生率・出生数の減少傾向が続き、少子化が進行する一方で、女性の就業率増加や幼児教育・保育の無償化により高まる保育需要に対応するため、本市では認可保育園の開設や、主に保育需要の高まっている1～2歳児の定員拡大を目的とした市単独の補助金を創設し、待機児童の減少に努めました。

就学前児童人口の減少傾向や3歳児以上については十分な定員を確保できていることも踏まえて、教育・保育施設の整備を計画的に進める必要があります。

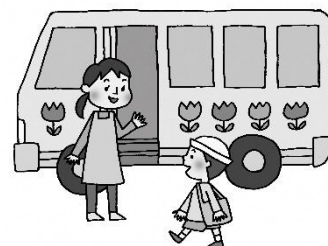
施策の方向性

高い保育需要に対応するため、最新の保育ニーズを踏まえ、引き続き計画的な定員調整を図るとともに、ハード面の対応に限定することなく、保育士の確保など、待機児童を発生させないための取組みを継続します。

主な事業一覧

| No. | 事業名 | 概要 | 担当課 |
|-----|-------------------|---|--------------|
| ☆ 1 | 教育・保育の提供 | 就学前の子どもに対して、それぞれの家庭の状況に応じて必要とされる教育・保育を幼稚園、保育園、地域型保育事業等を通じて提供する。 | 保育課 学校教育課 |
| 2 | 公立・私立保育施設運営事業（再掲） | 施設の安定した運営を図るため、保育園等への施設型給付費の支給、保育士等の処遇改善のための補助や研修を実施し、保育の質の向上を図る。 | 保育課 |
| 3 | 保育政策企画調整事務 | 保育施設に関する総合的な企画及び調整を図り、計画的な利用定員の確保を行う。 | 保育課 |

※（☆）…教育・保育事業（量の見込み及び確保方策を定める事業）





施策6 多様な保育ニーズへの対応

現状と課題

子育て家庭の多様化に伴い、様々な保育ニーズへの対応が求められています。本市では、就労等により帰宅時間が遅くなってしまう家庭の保育ニーズに対して、市内すべての認可保育園で延長保育を実施しています。

また、不規則の保育ニーズに対しては、一時預かり、ショートステイ、病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を実施しています。一時預かりについては、市民意向調査において母親が不就業や育児休業取得中の家庭では高いニーズがあり、継続した取組みが求められています。

施策の方向性

多様化する保育ニーズに対応するため、引き続き保育事業の充実に努めます。保育園の延長保育、一時預かり、ショートステイについては、継続して実施します。

また、公立幼稚園においても令和3年度からはすべての園で3歳児の受入れ、給食の提供、預かり保育時間の延長、長期休業中の預かり保育を実施し、事業の拡充を図ります。

主な事業一覧

| | No. | 事業名 | 概要 | 担当課 |
|---|-----|-------------------------|--|--------------|
| ★ | 1 | ショートステイ (子育て短期支援事業) | 保護者が出産、疾病などの理由で、一時的に養育が困難な場合に、施設において泊りがけで子どもを預かる。 | こども青少年課 |
| ★ | 2 | ファミリーサポートセンター事業 (再掲) | 子どもの預かり等の協力会員と依頼会員による組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う。 | こども青少年課 |
| ★ | 3 | 延長保育事業 | 保育園や認定こども園等において、通常の利用時間以外の時間に開所時間を延長し、保育を行う。 | 保育課 |
| ★ | 4 | 病後児保育事業 | 病気などの回復期にあり、家庭での保育が困難な子どもを専用スペース等で看護師等が一時的に保育する。 | 保育課 |
| ★ | 5 | 一時預かり事業 | 家庭において、保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を、保育園や幼稚園等で一時的に預かり、必要な保育を行う。(幼稚園では、幼稚園に在籍している幼児が対象) | 保育課 学校教育課 |

※(★)…地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)

施策目標 3 多様な子ども、子育て家庭への生活支援

施策7 ひとり親家庭の自立や就業への支援

現状と課題

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭が増加傾向にあり、就労を主とする経済的な自立支援の充実が課題となっています。また、子どもとの関係において、子どもと過ごす時間の不足など仕事と子育ての両立に悩みを抱える家庭が多い中、相談できる相手がいない保護者も少なくありません。このため、本市でも自立支援教育訓練給付金などの各種ひとり親自立支援事業を実施していますが、さらなる周知を図るとともに、不安や負担軽減のための相談体制の充実が必要です。

施策の方向性

ひとり親家庭の経済的自立に向け、希望する家庭に対する母子家庭等自立支援事業に取り組むとともに、家庭それぞれの状況に合わせて、全般的な相談支援ができるよう、相談体制の充実を図ります。

また、仕事と子育ての両立ができるよう、資格取得等の支援やハローワーク等と連携した就労支援、ファミリーサポートセンター等の育児支援を行い、ひとり親の負担軽減を図り、児童扶養手当等の手続き時には各種支援制度の周知徹底を図ります。

主な事業一覧

| | No. | 事業名 | 概要 | 担当課 |
|---|-----|-------------------------|--|---------|
| ★ | 1 | ファミリーサポートセンター事業 (再掲) | 子どもの預かり等の協力会員と依頼会員による組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う。 | こども青少年課 |
| | 2 | 男女共同参画 推進事業 | 専門員による「女性の悩み相談」を実施する。 | 人権政策課 |
| | 3 | 母子家庭等 自立支援事業 | 母子家庭の母、父子家庭の父を対象に、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給する。 | こども青少年課 |
| | 4 | 児童扶養手当 支給事業 | 離婚などの事由により、ひとり親家庭等となった児童の父又は母、若しくは主として生計を維持する養育者に対して手当を支給する。 | こども青少年課 |
| | 5 | ひとり親家庭等 医療費支給事業 | ひとり親家庭等の医療費を助成する。 | こども青少年課 |

※(★)…地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)



施策8 児童虐待防止対策の推進

現状と課題

児童虐待の通告件数は平成30年度には全国で約16万件と過去最高となり、年々増加しています。本市では、深谷市要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携を強化し、早期対応に努めています。また、児童相談所全国共通ダイヤル「189」や家庭児童相談室、虐待防止ホットラインの認知度向上を図るため、児童虐待防止に関する意識啓発と併せて更なる周知を図る必要があります。

養育困難家庭が潜在化しやすいことに留意しながら、今後も継続して早期対応を行うことで、児童虐待に至らないように支援することが重要です。

施策の方向性

児童虐待に関する認識や知識の普及啓発と併せ、支援機関等の周知を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期対応に努めます。また、児童等に対する必要な支援を行うための子ども家庭総合支援拠点を整備します。

主な事業一覧

| No. | 事業名 | 概要 | 担当課 |
|-----|-------------------------|--|---------|
| ★ 1 | 養育支援訪問事業 | 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。 | こども青少年課 |
| 2 | 児童相談 ・虐待防止事業 (再掲) | 家庭児童相談室の設置や要保護児童対策地域協議会を通じたネットワークづくり、子ども家庭総合支援拠点の設置などによって、虐待(疑いを含む)の早期対応を目指し、児童の安全に資することを目的とする。 | こども青少年課 |
| 3 | 児童福祉推進事業 | 保護者の社会的、身体的事由等により、助産や家庭における児童の養育が困難となった保護者及び児童のために、助産施設措置事業や子どものショートステイ事業、母子生活支援施設措置事業を実施し、子育て家庭に対するセーフティネットとして機能する。 | こども青少年課 |

※(★)…地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)



施策9 障害児施策との連携

現状と課題

児童福祉法の一部改正により、新たに障害児福祉計画の策定が義務化され、本市でも平成30年3月に策定した第1期障害児福祉計画に基づき、施策を展開しています。

また本市では、保育園をはじめ、幼稚園、学童保育などの各関係機関において障害児の受け入れを実施しています。保健センターや地域子育て支援センター等との連携を図りながら、療育が必要な子どもや障害児の早期療育を目指し、適切な支援へつながるよう連携を行っています。

発育や発達に悩みや不安を抱える保護者が増加しており、発育や発達に関する相談や療育指導に対する高い需要に対応できる体制づくりが課題となっています。

施策の方向性

保健センター、地域子育て支援センターをはじめ保育園、幼稚園などの子ども・子育てを支援する関係機関は、引き続き、障害児等の早期療育を目指すとともに、障害児相談支援事業者との連携強化を図り、療育が必要な子どもや障害児、その家族に対するきめ細やかな支援を行います。

また、保育園や幼稚園、学童保育、放課後等デイサービスにおける障害児の受け入れ枠を引き続き確保するとともに、受け入れた障害児に対する支援の質の向上や落ち着いて過ごせる環境の確保に努めます。

主な事業一覧

| No. | 事業名 | 概要 | 担当課 |
|-----|-----------|--|-------|
| 1 | 障害児母子通園事業 | 在宅の心身障害児に対し、日常生活の基本動作の指導及び集団生活への適応訓練を実施するとともに、保護者の精神的支援を図るべく、障害児母子通園事業を実施する。 | 障害福祉課 |
| 2 | 障害者支援事業 | 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき障害児等が施設や住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう放課後等デイサービス等の各種サービスを提供する。 | 障害福祉課 |
| 3 | 特別支援教育事業 | 特別支援教育の推進に向けて、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学支援・相談・指導・支援の充実、他機関との連携、支援籍学習の推進、教育研究所の機能の充実等に取り組む。 | 学校教育課 |



施策10 子育て家庭の経済的負担の軽減

現状と課題

本市では、子育て家庭の経済的負担の軽減措置として18歳年度末までの児童を対象としたこども医療費の助成をはじめ、第3子以降の保育料無償化、私立幼稚園利用者に対する補助を行ってきました。また、子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。さらに、ひとり親家庭の安定した生活のため、各種手当の支給や医療費の助成を行っていますが、依然としてひとり親家庭の経済状況は厳しく、今後も継続して経済的負担の軽減を図る必要があります。

施策の方向性

児童手当やこども医療費等の助成を適切に行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。また、幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付を適正に行います。第3子以降については、保育料無償化の継続と副食費の免除を実施していきます。

主な事業一覧

| No. | 事業名 | 概要 | 担当課 |
|-----|----------------------------|---|---------|
| ★ 1 | 実費徴収に係る 補足給付を行う 事業 | 世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品や文房具等教育・保育に必要な物品の購入費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。 | 保育課 |
| 2 | 児童手当支給事業 | 児童手当を中学校3年生までの児童がいる家庭を対象として支給する。 | こども青少年課 |
| 3 | こども医療費 支給事業 | 18歳年度末までのこどもを対象に、医療費の助成を行う。 | こども青少年課 |
| 4 | 児童扶養手当 支給事業（再掲） | 離婚などの事由により、ひとり親家庭等となった児童の父又は母、若しくは主として生計を維持する養育者に対して手当を支給する。 | こども青少年課 |
| 5 | ひとり親家庭等 医療費支給事業 （再掲） | ひとり親家庭等の医療費を助成する。 | こども青少年課 |
| 6 | 公立・私立保育 施設運営事業 （再掲） | 施設の安定した運営を図るため、保育園等への施設型給付費の支給、保育士等の処遇改善のための補助や研修を実施し、保育の質の向上を図る。 | 保育課 |

※（★）…地域子ども・子育て支援事業（量の見込み及び確保方策を定める事業）

施策 1 1 子どもの貧困対策の推進

現状と課題

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる社会の実現のための対策を総合的に推進することを目的に、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、さらに、同年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。大綱では、世代を超えた貧困の連鎖の解消、子どもに視点を置いた切れ目ない施策の実施、実態を踏まえた対策を基本方針として、子どもの貧困に関する課題の改善に向けた取組みが求められています。また、平成27年に制定された「生活困窮者自立支援法」においても、子どもの学習・生活支援について、その支援方策が求められています。

施策の方向性

子どもの貧困対策を推進するため、引き続き必要な環境整備と教育の機会均等を図ります。就学援助、母子家庭等自立支援事業等については、継続して実施します。また、生活困窮家庭等への学習教室の開設を含む、自立相談支援事業を実施します。

主な事業一覧

| No. | 事業名 | 概要 | 担当課 |
|-----|---------------------------------|--|---------|
| ★ 1 | 実費徴収に係る 補足給付を行う 事業（再掲） | 世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に保護者が払うべき日用品や文房具等教育・保育に必要な物品の購入費用、又は行事への参加に要する費用等を助成する。 | 保育課 |
| 2 | 生活困窮者 自立支援事業 | 生活に困窮する市民の方の自立相談支援業務を行う。「子どもの学習・生活支援事業」では、中高生を対象とした基礎学力定着や居場所を提供するための学習教室を開設し、家庭訪問などを通じて親と子の生活支援を行う。（令和2年4月以降実施予定） | 生活福祉課 |
| 3 | 母子家庭等 自立支援事業 （再掲） | 母子家庭の母、父子家庭の父を対象に、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給する。 | こども青少年課 |
| 4 | 奨学資金支給事業 | 進学の意志と能力がありながら経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、高等学校等への学資金等を支給する。 | 教育総務課 |
| 5 | 小中学校要保護及び 準要保護児童生徒 就学援助事業 | 経済的な理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費、医療費等の援助を行う。 | 教育総務課 |
| 6 | 中学生補習学習 運営事業 | 学習に不安を感じているものの、経済的な理由などから通塾できない生徒等の学力を向上させるため、放課後や土曜日に各中学校で補習学習を実施する。 | 学校教育課 |



施策目標 4 放課後の居場所づくり

施策12 小学生の放課後の居場所づくり

現状と課題

子どもの放課後の過ごし方は、塾等の習い事や友達との遊びなど多岐にわたっていますが、共働き家庭の増加等により、放課後の時間に安心して子どもを預けることのできる居場所に対するニーズが高まり、本市でも学童保育室入室児童数が増加しています。

本市では、同一の小中学校内、または隣接地で学童保育室と放課後子ども教室を実施しており、両事業の連携により、児童の放課後の安全・安心な居場所を提供していますが、今後、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく学童保育室及び放課後子ども教室のより一層の連携による運営の推進とともに、支援員の人員確保、適正な保育面積の確保が課題となっています。

施策の方向性

学童保育室と放課後子ども教室がより一層連携し、すべての児童が、放課後を安全・安心に過ごし、様々な体験や活動ができる環境の整備を図るため、本計画に新・放課後子ども総合プランで掲げる取り組むべき内容を盛り込みます。(52～54頁)

学童保育室の実施に必要な支援員の確保策については、民間活力の導入による運営形態の見直しなどの検討を進めます。

また、適正な保育面積の確保策については、小学校の余裕教室の活用を引き続き行いながら、必要に応じて施設の整備等について検討します。

放課後子ども教室は、毎週土曜日に行っているがんばル～ムをモデル的に平日（月に数回程度）に拡大して実施し、利用者のニーズを把握し、事業内容の充実を図ります。

主な事業一覧

| | No. | 事業名 | 概要 | 担当課 |
|---|-----|-------------------|--|-----------------|
| ★ | 1 | 学童保育事業 | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。 | 保育課 |
| | 2 | 小学生学習支援事業（がんばル～ム） | 土曜日の午前中、学校の図書室等を活用して、「ちいきの先生」が学習指導を行い、児童に安心して健やかな居場所を提供する事業「がんばル～ム」と、平日の放課後の居場所づくりを行う。 | 生涯学習 スポーツ振興課 |

新・放課後子ども総合プランに係る深谷市での取組み

(1) 新プランの趣旨

国は平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で実施する学童保育室及び放課後子ども教室の計画的な整備を目標としています。また、その実施方策等の内容について、子ども・子育て支援事業計画等に盛り込むことが定められています。

(2) 新プランの目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう一体型を中心とした学童保育室及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めます。

(3) 新プランに係る本市の取組み・方向性

本市では、学童保育室において、平日19時までの延長保育を実施しており、保育園との預り時間の違いに起因する「小1の壁」は大部分ですでに解消されていると考えます。また、放課後子ども教室は、がんばル〜ムとして現在市内すべての小学校で毎週土曜日の午前中に実施し、学習・体験などを行っています。今後も、提供体制の確保を図り、学童保育室と放課後子ども教室の一体的な実施を推進することで、引き続き児童の安全・安心な居場所の確保を図っていくとともに、子どもの地域における多様な体験や学びの機会の充実を目指します。

学童保育とは…

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、支援員の下、子どもの生活の場を提供するものです。市内に39室（公立学童保育室：24室、私立学童保育室：15室）あります。毎月、保育料とおやつ代等がかかります。

○学童保育室の開室時間

平日：放課後～18時（延長保育：18時～19時）

土曜・学校休業日：8時～18時まで（延長保育：7時30分～8時、18時～19時）

○学童保育室の休室日：日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※ 私立学童保育室の開室時間は、異なる場合があります。

放課後子ども教室とは…

保護者の就労の有無に関わらず、利用できます。地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。

本市では現在、年間約30回、「がんばル〜ム」として、毎週土曜日の午前中（夏休みなどの長期休暇中は除く）、各小学校の図書室等を利用した個別学習の指導及び相談を行っています。テキスト代等として参加費の負担があります。

今後は平日の放課後子ども教室を、児童の学び及び体験活動を組み合わせて月に数回程度実施します。令和元年度からモデル校で漢字検定チャレンジ企画や走り方教室、英語体験などを実施しています。そこでの課題やニーズ等を把握し、今後の事業内容を柔軟に検討するとともに、令和6年度までに全校での実施を目指します。



(4) 本市の整備計画等について

本市では、児童の安全・安心な居場所の確保と多様な体験・活動を行うことができる環境を整備するため、新・放課後子ども総合プランに基づき、事業を実施します。

① 学童保育室の年度ごとの量の見込み及び目標整備量

量の見込みに対して、不足する受入れ枠の確保については、小学校の余裕教室等を活用し対応していきます。

| | 実績 | 目標整備量 | | | | |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 量の見込み(人) | 2,505 | 2,803 | 2,926 | 3,027 | 3,081 | 3,129 |
| 確保の内容(人) | 2,199 | 2,329 | 2,329 | 2,329 | 2,329 | 2,329 |

② 放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

土曜日の午前中に放課後子ども教室をすべての小学校 19 校で実施しています。各小学校区内にある学童保育室と連携し、今後も継続して実施します。

| | 実績 | 目標事業量 | | | | |
|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 放課後子ども教室(校) | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |

③ 放課後子ども教室の令和6年度までの実施計画

現在実施している土曜日の放課後子ども教室を継続して実施し、新たに平日の放課後子ども教室として、児童の学び及び体験活動を組み合わせて月に数回程度実施します。令和元年度からモデル校で実施し、ニーズ及び課題を把握し、令和6年度までに全校での実施を目指します。

| | 実績 | 目標実施量 | | | | |
|---------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 放課後子ども教室の実施計画 〔土曜日〕(校) | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 放課後子ども教室の実施計画 〔平日〕(校) | — | 1 | 3 | 3 | 6 | 19 |

④ 子どもの放課後の居場所の連携について

すべての小学校で学童保育室と放課後子ども教室を実施しています。学童保育室と放課後子ども教室の支援員と話し合いの場を設け、事業内容や児童の引き渡し方法などの意見を交換するなど、引き続き連携を図っていきます。

⑤ 小学校の余裕教室等の学童保育室及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

学童保育室や放課後子ども教室の新たな整備については、新・放課後子ども総合プランの中で「学校施設を徹底的に活用すること」とされています。そのため、毎年、不足する受け入れ枠については、教育委員会と協議し、余裕教室の借用により対応しています。放課後子ども教室の使用場所としては、図書室、特別教室、少人数教室、校庭及び体育館などを予定しています。各小学校の学校関係者と話し合いの場を設けるなど、学校の協力を求めています。

⑥ 学童保育室及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局（こども未来部）の具体的な連携に関する方策

放課後子ども教室の事業主体である教育委員会と、学童保育室の事業主体であるこども未来部との間で、定期的な打合せの機会を設け、両事業の実施状況や課題などについて情報共有を図っていきます。

⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

学童保育室や放課後子ども教室を利用する児童の保護者から、児童の障害やアレルギー等の状況を確認し、特別な配慮が必要とする児童の把握に努めます。また、在学している小学校や関係機関との連携を強化し、必要な情報を相互で共有し、受入体制を整えます。支援員のスキルアップについては、県等の主催する研修の参加や、職場内研修の実施など、できるだけ多くの支援員が研修を受けられる機会の構築に努めていきます。

⑧ 地域の実情に応じた学童保育室の開所時間の延長に係る取組み

公立学童保育室については、平成27年度から、平日の場合は18時から19時に開所時間を延長し、土曜日や夏休み等の1日保育の際は、8時から18時の開所時間を7時30分から19時に延長しました。併せて私立学童保育室についても、順次、開所時間の延長を行っており、今後も、利用者のニーズを踏まえ取組んでいきます。

⑨ 各学童保育室が、子どもの自主性、社会性等をさらに向上させていく役割を担うための方策

各学童保育室の情報共有や交流等の機会を増やし、さらなる連携強化を図りながら、子ども達の遊びを多様化させ、できるだけ多くの体験を積めるように努めていきます。さらに、新たに実施する平日の放課後子ども教室との連携により、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の取組みを実施し、学童保育室以外の児童や大人とのふれあいの中で、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。

⑩ 子どもの自主性、社会性等をさらに向上させていく役割を果たす観点から、各学童保育室における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

利用者については、毎月発行している学童便りや、掲示物、送迎時の機会に加え、保護者が企画や参加するイベント等を活用し、学童保育室における育成支援の内容について発信していきます。さらに、地域との交流事業を積極的に企画・実施し、地域住民とふれあう機会を増やすことにより、地域住民が学童保育室について知る機会を作り、子どもたちの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。



第5章

子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策



第5章では、国が定める計画の必須記載事項について、その事業量の見込み及び確保策などについて掲載しています。

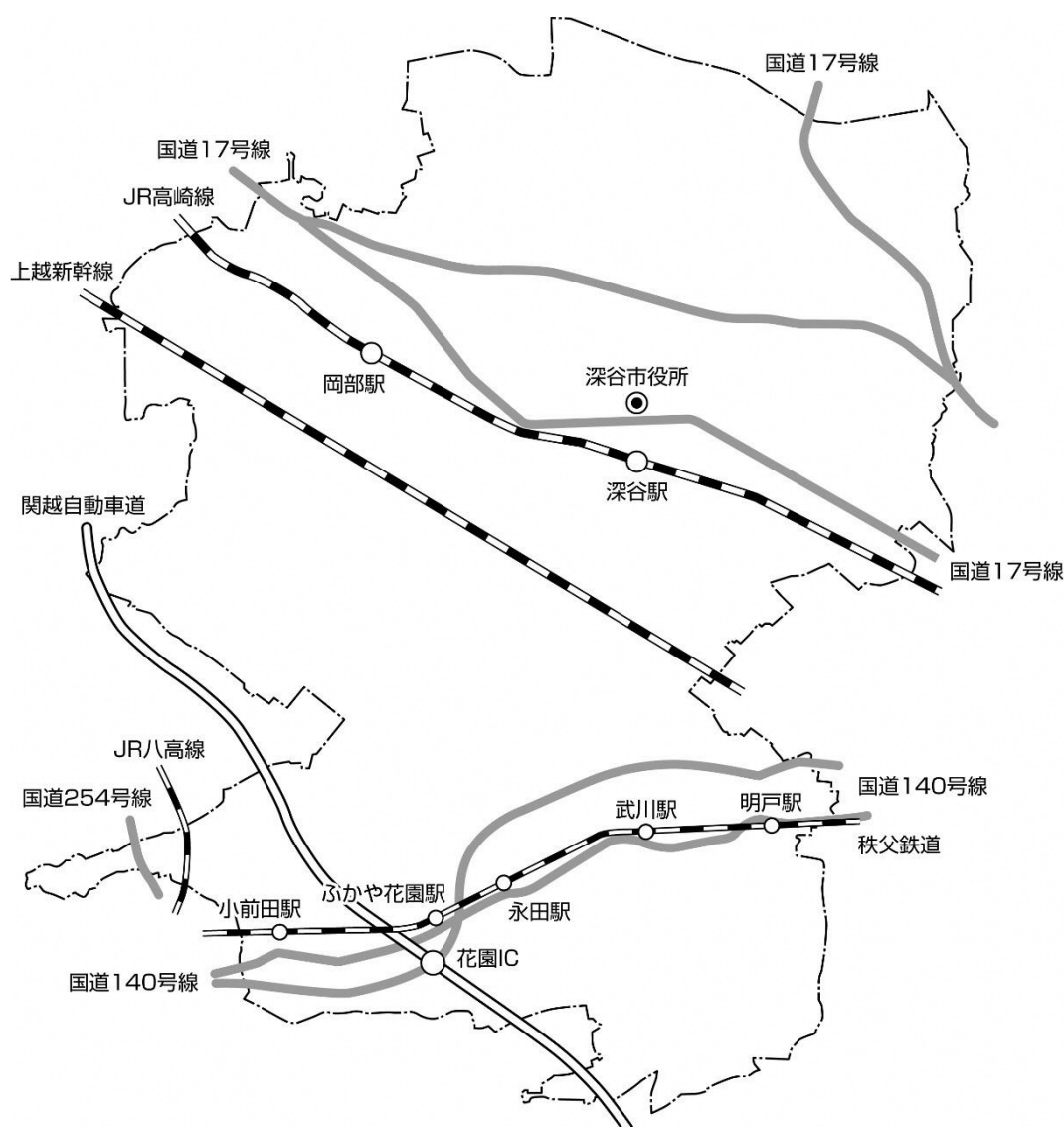
5-1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、地域の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じた区域を設定するものとしています。

本市では、ニーズ調査から算出されたニーズ量から市内を複数の区域に分割した場合、各区域内におけるニーズや施設配置に格差があり、各区域内でサービスを確保することが困難となることを見込まれます。

一方、提供区域を市域全体とした場合、現状の施設定員を確保することによって、潜在ニーズ等を加味した上での必要量を賄うことが可能と見込まれます。

上記のとおり、市の将来人口の見込み、市の教育・保育施設の分布・整備状況など、市の実情を総合的に勘案した結果、本市では、市域全体を1つの提供区域として設定することとします。なお、市域全体を1つの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。





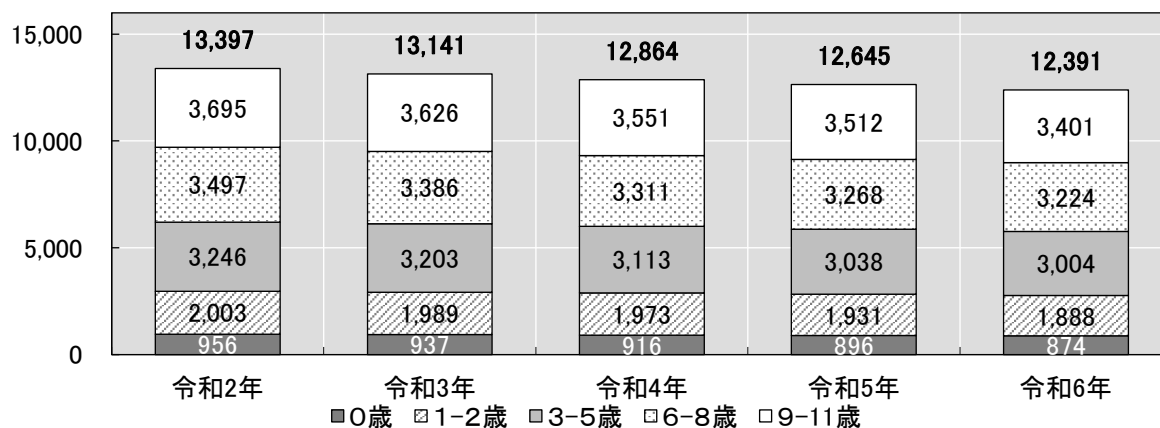
5-2 教育・保育の量の見込み及び確保の方策

教育・保育の量の見込みは、市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き等に基づき、人口推計や過年度の利用実績等の実態を踏まえて算出しました。また、今後の整備計画等を踏まえて確保の方策を定めています。

(1) 子どもの人口推計

事業量の算出にあたっては、将来の子ども人口（年齢別、0歳～11歳）を推計し、事業量の見込みの算出にかけ合わせることとなっており、本市でも計画期間における年少人口の推計を行います。本市の計画期間における年少人口の推計は、令和2年の13,397人から、令和6年の12,391人へと減少傾向にあります。

■ 子ども人口の推計（人）



※ 平成27年～31年の住民基本台帳（各年4月1日）の人口実績を用いて、コーホート変化率法で算出しています。

(2) 教育・保育施設等の整備予定

本市の第2期計画期間中における教育・保育施設数は次のとおりであり、教育・保育の確保の方策は、下記の整備予定を前提に作成しています。

| 施設種別 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 特定教育・保育施設 | 48 | 46 | 46 | 46 | 46 |
| 認可保育園 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| 認定こども園 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 幼稚園 | 10 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 上記以外の幼稚園 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 特定地域型保育事業 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |

(3) 教育・保育の量の見込み及び確保の方策

本市の教育・保育の量の見込み及び確保の方策は次のとおりとなります。

量の見込みの考え方

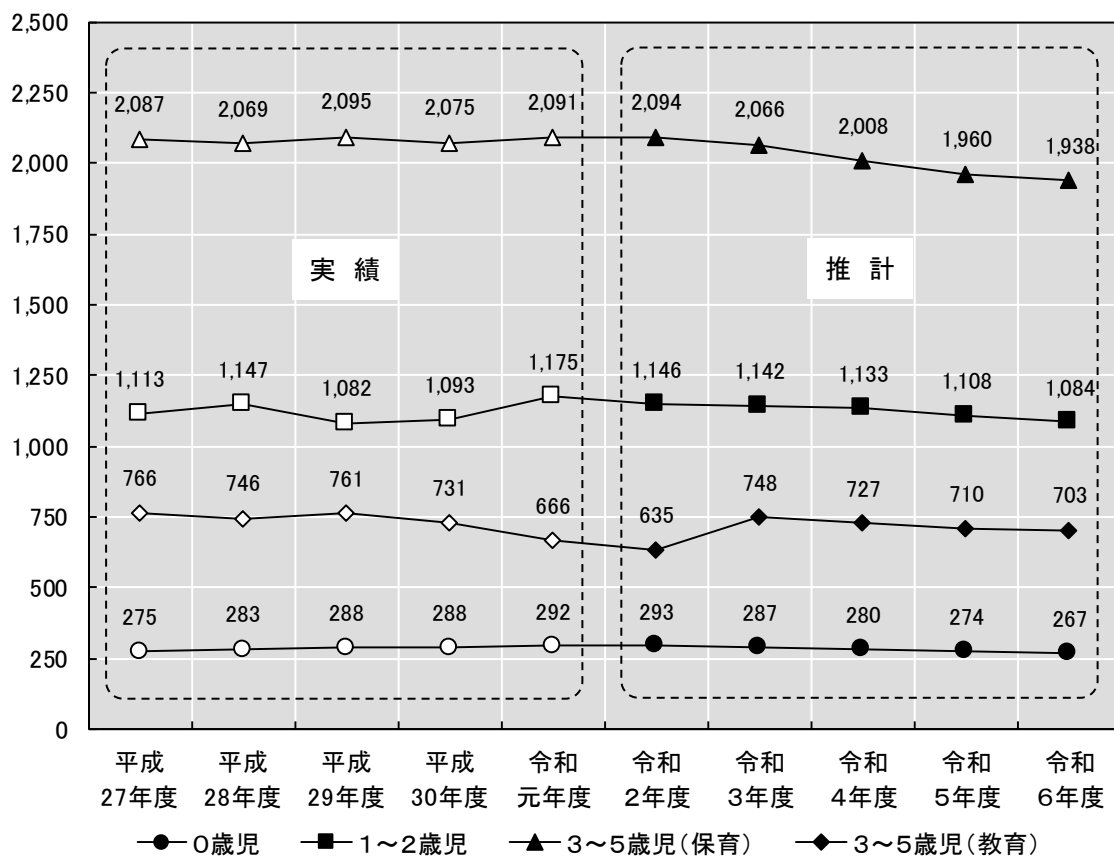
- ・【教育】各年齢別の人口推計に、幼稚園別の利用率を乗じて見込んでいます。
- ・【保育】各年齢別の人口推計に、年齢別の利用率を乗じて見込んでいます。

確保の方策の考え方

- ・【教育】令和3年度以降の確保の方策は、令和2年度の定員に、令和3年度の預かり年齢の拡大によって増員する定員を加えた定員数を見込んでいます。
- ・【保育】令和3年度以降の確保の方策は、令和2年度分に、令和3年度定員増加予定分を加えた定員数を見込んでいます。

第1期計画期間における教育・保育の量の実績、及び上記を踏まえた第2期計画期間に見込む推計量は次のとおりとなります。

■ 量の見込みの実績・推計推移（人）





| | 令和2年度 | | | | | 令和3年度 | | | | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 0歳 | 1・2歳 | 3-5歳 | | 0歳 | 1・2歳 | 3-5歳 | | | |
| | 保育を希望 | | 教育を希望 | | 保育を希望 | | 教育を希望 | | | |
| | 3号 | | 2号 | 2号 | 1号 | 3号 | | 2号 | 2号 | 1号 |
| ①量の見込み | 293 | 1,146 | 2,094 | 635 | | 287 | 1,142 | 2,066 | 748 | |
| | | | | 0 | 635 | | | | 0 | 748 |
| ②確保の方策 | 285 | 1,126 | 2,162 | 1,041 | | 285 | 1,130 | 2,163 | 1,211 | |
| 特定教育・保育施設 | 244 | 1,003 | 2,162 | 721 | | 244 | 1,007 | 2,163 | 891 | |
| 上記以外の幼稚園 | | | | 320 | | | | | 320 | |
| 特定地域型保育事業 | 41 | 123 | 0 | | | 41 | 123 | 0 | | |
| ③差異(②-①) | △8 | △20 | 68 | 406 | | △2 | △12 | 97 | 463 | |

| | 令和4年度 | | | | | 令和5年度 | | | | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 0歳 | 1・2歳 | 3-5歳 | | 0歳 | 1・2歳 | 3-5歳 | | | |
| | 保育を希望 | | 教育を希望 | | 保育を希望 | | 教育を希望 | | | |
| | 3号 | | 2号 | 2号 | 1号 | 3号 | | 2号 | 2号 | 1号 |
| ①量の見込み | 280 | 1,133 | 2,008 | 727 | | 274 | 1,108 | 1,960 | 710 | |
| | | | | 0 | 727 | | | | 0 | 710 |
| ②確保の方策 | 285 | 1,130 | 2,163 | 1,211 | | 285 | 1,130 | 2,163 | 1,211 | |
| 特定教育・保育施設 | 244 | 1,007 | 2,163 | 891 | | 244 | 1,007 | 2,163 | 891 | |
| 上記以外の幼稚園 | | | | 320 | | | | | 320 | |
| 特定地域型保育事業 | 41 | 123 | 0 | | | 41 | 123 | 0 | | |
| ③差異(②-①) | 5 | △3 | 155 | 484 | | 11 | 22 | 203 | 501 | |

| | 令和6年度 | | | | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 0歳 | 1・2歳 | 3-5歳 | | |
| | 保育を希望 | | 教育を希望 | | |
| | 3号 | | 2号 | 2号 | 1号 |
| ①量の見込み | 267 | 1,084 | 1,938 | 703 | |
| | | | | 0 | 703 |
| ②確保の方策 | 285 | 1,130 | 2,163 | 1,211 | |
| 特定教育・保育施設 | 244 | 1,007 | 2,163 | 891 | |
| 上記以外の幼稚園 | | | | 320 | |
| 特定地域型保育事業 | 41 | 123 | 0 | | |
| ③差異(②-①) | 18 | 46 | 225 | 508 | |

※ 今後の無償化等によるニーズの増加または翌年度以降に生じる実績の変動に対しては、計画期間中に適切に対応を講じるものとし、中間年には計画値の見直しを行います。

5-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き等に基づき、算出義務のない事業をのぞいた11の事業について、人口推計や過年度の利用実績等の実態を踏まえて算出しました。また、今後の実施計画等を踏まえて確保の方策を定めています。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

本計画策定にあたり、利用状況等を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策等は次のとおりとなります。

① 利用者支援事業

| | |
|---------------------|---|
| 事業概要 | 子育て家庭が幼稚園や保育園、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談支援等行います。 |
| 実施状況及び今後の方向性 | 利用者支援事業は、こども青少年課の利用者支援窓口(特定型)及び保健センターの母子健康包括支援センター(母子保健型)の2か所で実施しています。引き続き、この2か所を基盤として、継続的な支援を行います。 |

量の見込みの算出の考え方

既存の体制及び今後の整備計画を踏まえて算出しています。

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実績 | 1か所 | 1か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| 確保の方策 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| 差異 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |



② 地域子育て支援拠点事業

| | |
|---------------------|---|
| 事業概要 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 |
| 実施状況及び今後の方向性 | 地域子育て支援拠点事業は、16か所の地域子育て支援センターで実施しています。地域子育て支援センターは、保育園に併設しているほか、公共施設等を活用して実施しています。今後の量の見込みを現状の体制で満たすことは可能ですが、引き続き、現状のサービス提供体制の維持・向上を図ります。 |

量の見込みの算出の考え方

既存の体制及び今後の整備計画を踏まえて算出しています。

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実績 | 15 か所 | 16 か所 | 16 か所 | 16 か所 | 16 か所 |

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み | 16 か所 | 17 か所 | 17 か所 | 17 か所 | 17 か所 |
| 確保の方策 | 16 か所 | 17 か所 | 17 か所 | 17 か所 | 17 か所 |
| 差異 | 0 か所 | 0 か所 | 0 か所 | 0 か所 | 0 か所 |

③ 妊婦健康診査

| | |
|---------------------|---|
| 事業概要 | 安全な分娩と健康な子どもの出生に努めるため、妊娠中の異常の早期発見に努めます。 |
| 実施状況及び今後の方向性 | 母子健康手帳は保健師・助産師が面談により交付し、保健指導を実施しています。アンケート、アセスメントシートを使用して、妊婦の状況を確認し、支援が必要な妊婦の把握に努めています。妊娠・出産・育児に関する情報提供を実施し、原則同一のスタッフによる切れ目のない支援を行っています。対象となるすべての妊婦に対して妊婦健康診査の助成券を交付し、健診受診を勧めていきます。 |

量の見込みの算出の考え方

出生見込み数(各年の人口推計における0歳児人口)を量の見込みとしています。

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----|----------|----------|----------|----------|
| 実績 | 1,083 人 | 1,001 人 | 987 人 | 885 人 |

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み | 956 人 | 937 人 | 916 人 | 896 人 | 874 人 |
| 確保の方策 | 956 人 | 937 人 | 916 人 | 896 人 | 874 人 |
| 差異 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |

④ 乳児家庭全戸訪問事業

| | |
|---------------------|--|
| 事業概要 | 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。 |
| 実施状況及び今後の方向性 | 出生児の全数訪問を実施し、出産後早期に居宅において子育てに対する相談を受け、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげています。市内のすべての出生児に対して訪問事業を実施していきます。 |

量の見込みの算出の考え方

出生見込み数(各年の人口推計における0歳児人口)を量の見込みとしています。

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----|----------|----------|----------|----------|
| 実績 | 958 人 | 1,005 人 | 1,032 人 | 946 人 |

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み | 956 人 | 937 人 | 916 人 | 896 人 | 874 人 |
| 確保の方策 | 956 人 | 937 人 | 916 人 | 896 人 | 874 人 |
| 差異 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |

⑤ 養育支援訪問事業

| | |
|---------------------|--|
| 事業概要 | 継続的な養育支援が必要な家庭に対して、保健師による専門的な指導を行います。 |
| 実施状況及び今後の方向性 | 乳児家庭全戸訪問事業、その他母子保健事業等で把握された継続的な養育支援が必要な家庭に対して、保健師による専門的な指導を行っています。引き続き、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭への予防的支援として、提供体制を確保します。 |

量の見込みの算出の考え方

過年度の訪問実績に基づいて算出しています。

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----|----------|----------|----------|----------|
| 実績 | 18 人回 | 8 人回 | 13 人回 | 10 人回 |

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み | 12 人回 | 12 人回 | 12 人回 | 12 人回 | 12 人回 |
| 確保の方策 | 40 人回 | 40 人回 | 40 人回 | 40 人回 | 40 人回 |
| 差異 | 28 人回 | 28 人回 | 28 人回 | 28 人回 | 28 人回 |



⑥ 子育て短期支援事業

| | |
|---------------------|--|
| 事業概要 | 保護者が出産、疾病などの理由で、一時的に養育が困難な場合に、施設において泊りがけで子どもを預かります。 |
| 実施状況及び今後の方向性 | 子育て短期支援事業の実施施設として、乳児院(2歳未満児対象・市外2か所)と児童養護施設(2歳以上児対象・市内2か所、市外3か所)の計7か所と委託契約を締結し、サービス提供を行っています。現状の体制で見込み量を賄える見通しで、引き続き、提供体制の維持を図ります。 |

量の見込みの算出の考え方

過年度の利用実績に基づいて算出しています。

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----|----------|----------|----------|----------|
| 実績 | 0 人日 | 38 人日 | 10 人日 | 24 人日 |

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み | 24 人日 | 24 人日 | 24 人日 | 24 人日 | 24 人日 |
| 確保の方策 | 42 人日 | 42 人日 | 42 人日 | 42 人日 | 42 人日 |
| 差 異 | 18 人日 | 18 人日 | 18 人日 | 18 人日 | 18 人日 |

⑦ 子育て援助活動支援事業（就学児のみ）

| | |
|---------------------|---|
| 事業概要 | 子どもの預かり等の協力会員と依頼会員による組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行います。 |
| 実施状況及び今後の方向性 | ファミリーサポートセンターを設置し、依頼会員からの支援要請があった場合、協力会員との調整を行い、支援提供を行っています。今後も提供体制の確保のため、市民への事業周知及び協力会員の募集を継続し、協力会員の増員に努めます。 |

量の見込みの算出の考え方

過年度の利用実績から伸び率の平均を求め、平成 30 年度実績に乗じて算出しています。

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----|----------|----------|----------|----------|
| 実績 | 548 人日 | 273 人日 | 386 人日 | 436 人日 |

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み | 448 人日 | 454 人日 | 461 人日 | 467 人日 | 474 人日 |
| 確保の方策 | 552 人日 | 552 人日 | 552 人日 | 552 人日 | 552 人日 |
| 差 異 | 104 人日 | 98 人日 | 91 人日 | 85 人日 | 78 人日 |

※量の見込み及び確保の方策は、就学児の利用分のみを算出

⑧ 一時預かり事業

| | |
|---------------------|---|
| 事業概要 | <p>【幼稚園型】幼稚園等において、在園児を対象に通常の教育時間以外の預かりを実施します。</p> <p>【保育園型】家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、保育園・認定こども園等で一時的に預かり、必要な保育を行います。</p> |
| 実施状況及び今後の方向性 | <p>一時預かり事業は、市内の幼稚園、認可保育園及び認定こども園で実施しております。今後の量の見込みを現状の体制で満たすことが可能です。引き続き、現状のサービス提供体制の維持・向上を図ります。</p> |

量の見込みの算出の考え方

【幼稚園型】過年度の実績から令和3年度以降の実施拡大などを踏まえて算出しています。
 【保育園型】過年度の実績の伸び率の平均と人口推計を踏まえて算出しています。

<幼稚園型（在園児のみ）>

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|----|--------|--------|---------|---------|
| 実績 | — | — | 1,711人日 | 4,444人日 |

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|---------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 5,277人日 | 6,566人日 | 6,566人日 | 6,566人日 | 6,566人日 |
| 確保の方策 | 9,065人日 | 10,354人日 | 10,354人日 | 10,354人日 | 10,354人日 |
| 差異 | 3,788人日 | 3,788人日 | 3,788人日 | 3,788人日 | 3,788人日 |

<保育園型>

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|----|----------|----------|----------|----------|
| 実績 | 11,080人日 | 10,094人日 | 10,314人日 | 10,395人日 |

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 10,131人日 | 10,069人日 | 9,917人日 | 9,747人日 | 9,639人日 |
| 確保の方策 | 34,716人日 | 34,716人日 | 34,716人日 | 34,716人日 | 34,716人日 |
| 差異 | 24,585人日 | 24,647人日 | 24,799人日 | 24,969人日 | 25,077人日 |



⑨ 延長保育事業

| | |
|---------------------|--|
| 事業概要 | 保育園や認定こども園等において、通常の利用時間以外の時間に開所時間を延長し、保育を行います。 |
| 実施状況及び今後の方向性 | 延長保育事業は、すべての認可保育園及び認定こども園で通常の利用時間帯以外の時間に開所時間を延長し、保育を実施しております。今後の量の見込みを現状の体制で満たすことが可能です。引き続き、現状のサービス提供体制の維持を図ります。 |

量の見込みの算出の考え方

過年度の実績の伸び率の平均と人口推計を踏まえて算出しています。

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----|----------|----------|----------|----------|
| 実績 | 1,317 人 | 1,164 人 | 1,280 人 | 1,295 人 |

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み | 1,504 人 | 1,590 人 | 1,664 人 | 1,738 人 | 1,826 人 |
| 確保の方策 | 3,573 人 | 3,578 人 | 3,578 人 | 3,578 人 | 3,578 人 |
| 差 異 | 2,069 人 | 1,988 人 | 1,914 人 | 1,840 人 | 1,752 人 |

⑩ 病児保育事業

| | |
|---------------------|---|
| 事業概要 | 病気などの回復期にあり、家庭での保育が困難な子どもを専用スペース等で看護師等が一時的に保育します。 |
| 実施状況及び今後の方向性 | 市内に1か所の病後児保育施設を設け、事業を実施しております。今後の量の見込みを現状の体制で満たすことが可能です。引き続き、現状のサービス提供体制の維持を図ります。 |

量の見込みの算出の考え方

過年度の実績の伸び率の平均と人口推計を踏まえて算出しています。

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----|----------|----------|----------|----------|
| 実績 | 100 人日 | 51 人日 | 64 人日 | 68 人日 |

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み | 87 人日 | 99 人日 | 111 人日 | 125 人日 | 141 人日 |
| 確保の方策 | 980 人日 | 980 人日 | 980 人日 | 980 人日 | 980 人日 |
| 差 異 | 893 人日 | 881 人日 | 869 人日 | 855 人日 | 839 人日 |

⑪ 放課後児童健全育成事業

| | |
|---------------------|---|
| 事業概要 | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。 |
| 実施状況及び今後の方向性 | 平成28年度までにすべての小学校敷地内(隣接を含む)に、学童保育施設の整備が完了しました。公立・私立の施設において確保の方策を超えての希望者があれば、上記の施設を拠点とし、余裕教室等を借用、整備し、支援員の確保を行うなど、緊急かつ柔軟に、受け皿を確保する仕組みを構築してきました。今後も引き続き、学童保育の需要が高まることが想定されますが、同様の方法により、量の見込みに対して、同数の受け皿確保が可能です。 |

量の見込みの算出の考え方

過年度の小学校別の入室児童数の伸び率を令和元年度実績に乗じて算出しています。学区内における入室率が過剰に高く算出される場合、一部補正を行っています。

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実績 | 2,022 人 | 2,225 人 | 2,346 人 | 2,505 人 | 2,636 人 |
| 1 年生 | 562 人 | 611 人 | 629 人 | 644 人 | 637 人 |
| 2 年生 | 544 人 | 560 人 | 595 人 | 611 人 | 621 人 |
| 3 年生 | 408 人 | 495 人 | 506 人 | 530 人 | 551 人 |
| 4 年生 | 279 人 | 294 人 | 346 人 | 386 人 | 411 人 |
| 5 年生 | 169 人 | 173 人 | 176 人 | 224 人 | 287 人 |
| 6 年生 | 60 人 | 92 人 | 94 人 | 110 人 | 129 人 |

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み | 2,803 人 | 2,926 人 | 3,027 人 | 3,081 人 | 3,129 人 |
| 確保の方策 | 2,329 人 | 2,329 人 | 2,329 人 | 2,329 人 | 2,329 人 |
| 差 異 | △ 474 人 | △ 597 人 | △ 698 人 | △ 752 人 | △ 800 人 |

※量の見込みに対して確保の方策が不足していますが、余裕教室の借用・整備や支援員の確保など柔軟に対応し、入室を希望する全ての児童を受け入れる体制の構築に努めます。

量の見込み内訳

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 年 生 | 683 人 | 713 人 | 737 人 | 750 人 | 762 人 |
| 2 年 生 | 667 人 | 696 人 | 720 人 | 733 人 | 744 人 |
| 3 年 生 | 589 人 | 615 人 | 636 人 | 648 人 | 658 人 |
| 4 年 生 | 434 人 | 453 人 | 469 人 | 477 人 | 485 人 |
| 5 年 生 | 300 人 | 313 人 | 324 人 | 330 人 | 335 人 |
| 6 年 生 | 130 人 | 136 人 | 141 人 | 143 人 | 145 人 |



⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

| | |
|---------------------|--|
| 事業概要 | 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園、幼稚園、保育園等に対して保護者が支払うべき行事費や教材費及び給食費等の助成を行います。 |
| 実施状況及び今後の方向性 | 給食費については、新制度に移行していない幼稚園の利用者を対象として、令和元年10月1日の幼児教育・保育無償化に伴い実施しています。 併せて、新制度の給付を受ける認定こども園、幼稚園、保育園などを利用している生活保護世帯の子どもの対象に教材費や行事費等の助成を引き続き実施しています。 |

第5章
子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策



第6章

推進体制



第6章では、本計画の策定後の推進体制について掲載しています。

6-1 計画の推進に向けて

(1) 推進体制及び進行管理

計画の推進にあたっては、庁内関係各課や関係する行政機関と連携を図りながら、全庁的な体制の下に計画の推進を図ります。

また、法律等に基づく制度や事業その他の広域的な対応を必要とする事柄について、関係機関との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を図ります。

① 点検・評価

個別事業に係る実績の推移や施策に関する調査などにより、計画の進捗状況を継続的に点検・評価し、その進行管理を行います。

② 報告・公表

計画の進捗状況については、「深谷市子ども・子育て会議」に報告して意見を求めるとともに、本市のホームページにより公表します。

③ 計画の見直し

計画期間中においても、子育て家庭のニーズや社会状況の変化、国・埼玉県の子ども・子育て支援施策の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



資料編

計画策定に係る資料



資料編では、計画策定に係る「深谷市子ども・子育て会議」について掲載しています。

深谷市子ども・子育て会議に係る資料

(1) 深谷市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、深谷市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が定める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する事務を所掌する部署において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



(2) 深谷市子ども・子育て会議での検討経過

① 平成30年度

| 回 | 年月日 | 議題 |
|-----|-------------|------------------------------|
| 第1回 | 平成30年 7月13日 | ・第2期深谷市子ども・子育て支援事業計画策定について |
| 第2回 | 平成30年10月 1日 | ・第2期深谷市子ども・子育て支援事業計画策定について |
| 第3回 | 平成30年12月17日 | ・深谷市子ども・子育て支援事業計画市民意向調査票について |
| 第4回 | 平成31年 1月21日 | ・深谷市子ども・子育て支援事業計画市民意向調査票について |

② 令和元年度

| 回 | 年月日 | 議題 |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 令和元年 5月22日 | ・市民意向調査の実施結果について ・深谷市子ども・子育て支援事業計画策定の方針について ・教育・保育の量の見込み等の算出方法について |
| 第2回 | 令和元年 7月22日 | ・第2期計画の基本理念・施策目標と施策の体系について ・第2期計画における提供区域の設定について |
| 第3回 | 令和元年 9月30日 | ・第2期計画の素案について |
| 第4回 | 令和元年10月28日 | ・計画素案に対する指摘事項への対応について ・第2期計画における量の見込みと確保の方策について |
| 第5回 | 令和元年12月 4日 | ・教育・保育の量の見込み及び確保の方策について ・地域子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策について ・新・放課後子ども総合プランについて ・計画素案に対する指摘事項への対応について |
| 第6回 | 令和2年 1月15日 | ・教育・保育の量の見込み及び確保の方策について※ |
| 第7回 | 令和2年 2月13日 | ・パブリックコメントの実施結果について ・第2期深谷市子ども・子育て支援事業計画の策定について |

※深谷市子ども・子育て会議においては、「第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策」の「(3) 教育・保育の量の見込み及び確保の方策」(58頁)について、審議の結果、合意形成には至らず、以下のような提言がなされました。

●「教育」の量の見込みについて(58、59頁参照)

令和2年度において635人と見込んでいる量の見込みについて、令和3年度において全ての公立幼稚園で3歳児の受入れ、平日の預かり時間の延長等の保育サービスを開始することから748人に増加するものと見込んでいる。しかし、平成27年度以降教育を希望するニーズは漸減しており、受入れ年齢の拡大によって期待できる量の見込みの増加は限定的であると考え。また、過去2年間、4歳児(52%)、5歳児(57%)と、いずれも定員に対する入園園児数の割合が半数程度であることから、十分な学級編制を組むことができない可能性を残しており、教育効果や子どもの最善の利益の追求等に照らせば、是正が求められる。よって、第2期深谷市子ども・子育て支援事業計画に提示された令和3年度以降の教育の量の見込みについては、子ども・子育て会議としての合意には至らなかった。

(3) 深谷市子ども・子育て会議委員名簿

| No. | 条例区分 | 氏名 | 役職名等 | | 始期 | 終期 | |
|-----|----------------|----------------------|--------------------------------|---------------------------------------|----------|----------|---------|
| 1 | 子ども保護者 (1号) | 山下 雅章 | 深谷保育園保護者会 会長 | | H28.8.26 | R1.7.21 | |
| | | 舎利弗 貴史 | 深谷保育園保護者会 会長 | | R1.7.22 | | |
| 2 | | 立花 志起子 | 花園学童クラブ保護者会 会長 | | H29.7.22 | | |
| 3 | | 正田 陽子 | 深谷市幼稚園 PTA 連合会 会長 | | H30.7.13 | R1.7.21 | |
| | | 西田 志保 | 深谷市幼稚園 PTA 連合会 会長 | | R1.7.22 | | |
| 4 | | 事業主代表 (2号) | 粕谷 明 | 深谷商工会議所 専務理事 | | H27.7.22 | |
| 5 | | 労働者代表 (3号) | 大井 敦雄 | 深谷工業連絡会 常任幹事 | | H28.8.26 | R1.7.21 |
| | | | 荒井 克明 | 深谷工業連絡会 常任幹事 | | R1.7.22 | |
| 6 | | 子育て事業 従事者 (4号) | 後藤 高明 | 深谷保育園・深谷西保育園・深谷藤沢保育園 園・深谷上柴保育園統括園長 | | H27.7.22 | |
| 7 | | | 舟橋 康子 | 川本南保育園 園長 | | H30.7.13 | |
| 8 | | | 高木 早智子 | 花園学童クラブ 所長代理 | | H27.7.22 | |
| 9 | | | 戸野倉 和美 | 深谷市小規模保育連絡会 ふたば保育園 園長 | | H29.7.22 | |
| 10 | | | 佐藤 禎子 | ポプラ母子通園施設 施設長 | | H27.7.22 | |
| 11 | | | 金井 輝江 | 深谷私立保育士会 樫の実保育園 主任保育士 | | H30.7.13 | R1.7.21 |
| | | | 中島 めぐみ | 深谷私立保育士会 稲荷町保育園 副主任保育士 | | R1.7.22 | |
| 12 | 斉藤 実 | | 深谷市立幼稚園園長会 桜ヶ丘幼稚園 園長 | | H30.7.13 | R1.7.21 | |
| | 養輪 進司 | | 深谷市立幼稚園園長会 深谷西幼稚園 園長 | | R1.7.22 | | |
| 13 | 学識経験者 (5号) | | 細井 雅生 | 高崎経済大学 教授 | ◎ | H27.7.22 | |
| 14 | その他 (6号) | 堀越 寿子 | 深谷市民生委員・児童委員協議会 主任児童委員部会 会長 | ○ | H29.7.22 | | |
| 15 | | 春山 雅子 | 埼玉県熊谷児童相談所 担当課長 | | H30.7.13 | R1.7.21 | |
| | | 羽生 公洋 | 埼玉県熊谷児童相談所 所長 | | R1.7.22 | | |

※ 選出区分別の任期順・敬称略（◎＝会長、○＝副会長）

※ 終期の記載のない方は R2.3 月現在、現任の委員です

第2期 深谷市子ども・子育て支援事業計画

発行年月:令和2年3月

発行:深谷市

編集:深谷市 子ども未来部 子ども青少年課

所在地:〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11番1号

電話:048-571-1211(代)

F A X:048-551-4480

